

令和7年第10回教育委員会定例会日程

1 日 時 令和7年10月23日(木) 午後2時00分

2 場 所 朝霞市役所 第1委員会室

3 出席者

教育委員会教育長	二見隆久
教育委員会教育長職務代理者	平木倫子
教育委員会委員	高橋松久
教育委員会委員	森島史枝
教育委員会委員	上野正道

4 説明のための出席者

学校教育部長	福士昌三
生涯学習部長	奥山雄三郎
学校教育部次長兼教育総務課長	関口豊樹
生涯学習部次長兼生涯学習・スポーツ課長	堀川政昭
教育管理課長	横瀬修克
教育指導課長	手島牧子
学校給食課長	星加敏昭
文化財課長	藤原真吾
中央公民館長	大瀧一彦
図書館長	増田潔

5 議事日程

- (1) 開 会 宣 言
- (2) 会議録署名委員の指名
- (3) 会議録の承認・訂正
- (4) 教育長月間行事の承認
- (5) 教育長の報告
- (6) 議案の審議
- (7) その 他
- (8) 閉 会 宣 言

別紙のとおり
別紙のとおり
別紙のとおり

(別紙)

◎ 教育長報告事項

- ①令和7年第3回朝霞市議会定例会における教育関係一般質問の概要について
- ②いじめに関する調査結果について
(当日配付)
- ③令和7年度「いじめ防止月間」における各学校の取組について
- ④令和7年度全国学力・学習状況調査について
- ⑤令和7年度あさか教師塾夏季研修会について
- ⑥朝霞市立学校における盗撮防止等ガイドラインの策定について
- ⑦令和7年度第2回朝霞市スポーツ推進委員会議について
- ⑧朝霞市指定無形文化財「溝沼獅子舞」奉納舞について

◎ 提出議案

- 議案第61号 朝霞市立小、中学校管理規則の一部を改正する規則について
- 議案第62号 朝霞市立小、中学校職員服務規程の一部を改正する規則について
- 議案第63号 朝霞市教育委員会職員の人事に関するについて
(当日配付)
- 議案第64号 朝霞市教育委員会職員の人事に関するについて
(当日配付)

◎ その他

- 朝霞市学校施設長寿命化計画について

教育長月間行事（令和7年9月） 実績

日	曜	時 間	行 事 等
7	日	9:00	第70回朝霞市民総合スポーツ大会柔道大会
11	木	8:30	時年休（2時間）
14	日	9:00	第70回朝霞市民総合スポーツ大会相撲大会
14	日	9:30	第70回朝霞市民総合スポーツ大会剣道・なぎなた大会
15	月	17:00	2025年度東武鉄道杯少年野球大会開会式
23	火	9:30	第70回朝霞市民総合スポーツ大会弓道大会

※ この月間行事には、教育長の時間外及び市外への勤務並びに休暇を記載しています。

教育長月間行事（令和7年11月） 予定

日	曜	時 間	行 事 等
1	土	13:30	第64回朝霞市文化祭 合唱演奏会
2	日	9:00	第70回朝霞市民総合スポーツ大会 バスケットボール大会
2	日	12:30	第64回朝霞市文化祭 吟剣詩舞道大会
8	土	AM	三中学区ふれあいまつり
8	土	13:00	I♡朝霞フェス
9	日	14:00	第64回朝霞市文化祭 音楽祭
16	日	9:00	朝霞地区四市柔道大会
16	日	13:30	第64回朝霞市文化祭 吹奏楽演奏会
17	月	11:00	管理職選考結果通知
22	土	16:00	子ども大学 修了式
23	日	8:30	第64回朝霞市ロードレース大会
23	日	14:00	第64回朝霞市文化祭 マンドリン発表会
24	月	9:30	第14回朝霞地区弓道大会
28	金	13:20	第2回管理職人事ヒアリング
29	土	10:00	南朝霞公民館まつり

※この月間行事には、教育長の時間外及び市外への勤務並びに休暇を記載しています。

教育長報告事項

令和7年第3回朝霞市議会定例会における教育関係一般質問の
概要について

令和7年第3回市議会定例会における教育関係一般質問及びその答弁の概要を次のとおり報告します。

質問者： 兼本 尚昌議員（無所属）

質 問：小中学校タブレット端末について

（1）修理・交換対応について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

タブレット端末が故障した場合、代替機に交換するまでにかかる日数の目標と平均を伺います。

答弁①

予備の端末を充当できる場合は、週1回のICT支援員の勤務日に設定作業を行うのみで児童・生徒に返却できるため、数日から2週間程度。ただし、破損、故障が一度に集中すると、学校間で予備の端末を調整したり、改めて修理に出すこともあったりするため、設定作業を含めて、長くて1か月以上かかることもあります。

具体的な日数の目標設定はしていませんが、端末が手元にない期間ができる限り短くなるよう努めています。

質問②

もっと短くするべきと考える。そのための対策をどうするか伺います。

答弁②

今年度より端末のリプレースが予定されており、現在の中学3年生に配備している約1,200台の回収予定端末のうち、程度のよいものを予備機として再利用できる予定でございます。そのため、修理に出す必要がなくなり、現在よりも迅速に児童・生徒に返却できるものと考えています。

なお、入替えが行われるまでは、破損や故障により端末が足りなくなることがないように、必要に応じ修繕を行っていく予定です。

質問③

タブレット端末に附属するキーボードが故障して使えない状態になってい

ると聞きます。交換できない状況は発生しているのか実情を教えてください。

答弁③

タブレット端末のキーボードつきカバーの不具合が増加していることは承知しています。令和５年度まではメーカー保証により交換対応してきましたが、３年間の保証期間が満了したため、令和６年度末に３６０台のキーボードつきカバーを購入し、交換を行いました。

しかし当該製品が生産終了のため、本年度分の故障については交換対応が不可能となり、端末附属のキーボードが使えない端末がある状況です。

質問④

対策を打つ必要があると考えます。どのような対応を考えていますか。

答弁④

教育委員会としまして、現在、キーボードの故障について対応を行っており、故障数分を充足できる外部キーボード製品の調達を行うことができたため、７月下旬より順次学校にて貸与を行っているところです。

質問⑤

タブレット端末並びにキーボードの予備機を何台確保していて、その台数は適正と感じますか。

答弁⑤

予備端末は各学校２台ずつ、児童・生徒に転用可能なオンライン授業用の端末を各校１０台程度配備しています。

経年劣化等によって破損や自然故障が発生しており、予備端末が不足している学校もあるため、台数は不足していく可能性があると考えています。

質問⑥

タブレット端末の更新時期に当たり、来年度は１，２００台のリプレイス予定ですが、再来年は残りの予備機を含めて９，０００台から１万台をリプレイスしたほうが、コスト低減に有効かと試算しますが、御感触を教えてください。

答弁⑥

朝霞市の保有する小・中学校のタブレット端末のリプレイスにつきましては、国の方針に従い、令和１０年度までの４年間で平準化して行う計画を策定しています。

しかしながら、現在使用している端末の老朽化や市の財政状況も考慮していく必要があります。リプレイスの計画につきましては、埼玉県による端末の共同調達のメリットを生かしながら、安価に、かつ必要十分な台数の調達ができるよう、随時見直しを行っていきます。

質 問：公立中学校の部活動の地域移行について

（１）取組方針と準備について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

公立中学校の部活動の地域移行の進捗状況について、現時点でどのような取組が、どの学校で実施されているのか、具体的に教えてください。

答弁①

令和4年度より、朝霞市部活動の在り方検討会議で協議を進めております。今年度は、5月と7月に開催した検討会議を経て、本市の部活動地域展開の方向性について検討を重ねております。

なお、この検討会議には各学校の校長が参加しておりますので、併せてお伝えさせていただきます。

質問②

地域クラブ活動の受皿となる団体や人材の確保状況並びに今後の育成支援策について、市としてどのような対応しているのか、教えてください。

答弁②

地域クラブ活動の受皿となる団体等の確保については、現在検討を進めています。連携の可能性がある団体や民間企業等へ働きかけを行いながら、地域クラブ化に向けた検討を重ねています。

今後、部活動に携わる指導者については、適切な研修を行い、指導者としての登用を目指しています。

質問③

地域移行に伴い、指導の質や安全面の確保、費用負担など、保護者・生徒・教職員から寄せられている懸念や課題と、それに対する対応策を教えてください。

答弁③

第一に、指導者の確保があります。教員以外の地域の方々に指導を担っていただく必要がある中で、専門的な知識や技能を有する指導者の確保が十分に進んでいません。指導者の確保に向けて、市のホームページや民間企業との連携を引き続き行っていきます。

次に、安全管理体制の整備があります。生徒の安全を第一に考えた管理体制の構築が求められる中で、責任の所在や、けがや事故に対応する保険の取扱いにつきましても整備していく必要があります。適切な研修体制の構築や保険の整備に向けて、継続した調査研究を重ねていきます。

さらに、財政的な支援も課題となっております。活動に必要な経費を、誰が、どのように負担するのかなど、保護者負担の増加への懸念や公的支援の在り方について、引き続き国や県の動向を注視するとともに、先進市町の状況について積極的に情報収集していきます。

質問④

地域移行を進めるため、市として、教育委員会、学校、地域団体とどう連携し実施していくのか。予算がどれだけ必要だと認識、予測しているか、教えてください。

答弁④

引き続き、学校とは現行の部活動運営の実態把握を行いながら、地域展開に向けた情報共有、意見交換を実施していきます。また、生徒や保護者のニーズも丁寧に酌み取ったり、地域とも情報共有をしたりしながら、地域展開に向けた準備を進めていきます。

質問⑤

今後、部活動の地域移行を進めるために、市として、教育委員会、学校、地域団体とどのように連携し実施していくのでしょうか。

答弁⑤

現行の部活動の活動実態を把握しながら、地域展開に向けた情報共有と意見交換を実施していきます。

生徒のニーズ、保護者のニーズも丁寧に酌み取ったり、地域とも情報共有しながら、地域展開に向けた準備を進めていきます。

質問：小中学校のプールについて

(1) 座学化、授業の民間委託、プール共同利用、検討委員会の設置について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

市内小・中学校のプール施設の老朽化状況と更新計画について教えてください。

答弁①

学校のプール施設につきましては、校舎と同様に老朽化が進んでおり、建物やプール槽をはじめ、ろ過機や配管などの設備改修に係る費用が課題となっております。

プール施設の修繕につきましては、ろ過機維持管理委託による点検結果や学校による点検の報告に基づき、適宜実施しております。また、プール施設全体の更新につきましては、校舎などの改築や大規模改修等に合わせて検討したいと考えます。

質問②

令和7年度の小・中学校のプールの授業回数と実施率を教えてください。

答弁②

各校の計画時間は、小学校、中学校ともに平均8時間となっています。天候等によって中止となった回数は、各校によってばらつきはありますが、実施率は80%以上が最も多くなっています。

質問③

水泳授業における欠席率が分かれば教えてください。

答弁③

小学校での欠席率は、低・中学年では平均４％から６％、高学年になりますと平均が８％でございます。中学校では欠席率が高まり、全体で平均２０％の欠席率となります。

質問④

水泳授業の座学化について検討してはどうでしょうか。

答弁④

学習指導要領の内容の取扱いの中に、水遊び及び水泳運動を扱わないことができる条件として、学校及びその近くに公営のプール等の適切な水泳場がない場合があります。

本市は気候上の課題はあるものの、適切な水泳場は各校確保できているため、水泳授業の全面座学化は考えていません。現状でも、夏季休業前には、水難事故防止等について座学を取り入れている学校はありますが、実際にプールの中に入り、水の抵抗や浮力を体で感じ、呼吸法や手足の動かし方を身につける実技指導は、水難事故を予防するためにも大変価値が高いものであると捉えています。

質問⑤

第三小学校の水泳授業をわくわくどーむで実施してはどうか、伺います。

答弁⑤

今年度、朝霞第三小学校で、学校外施設を活用した水泳授業について実現可能性調査を行う予定でございます。調査結果を踏まえて、民間委託も含め、今後の学校プールの在り方を検討していきます。

質問⑥

朝霞市内の民間スポーツ施設であるルネサンス北朝霞の活用について検討すべきと考えますが、御感触を教えてください。

答弁⑥

これまで複数の民間スイミングスクールやスポーツ施設に出向き直接話を伺い、積算を行っております。ただし、本市は１校当たりの児童・生徒数が多いことや、適切な施設までの距離があり、バスでの移動経費に多額の経費がかかるなど、難しい状況があります。

朝霞第三小学校で行われる学校外施設を活用した水泳授業の実現可能性調査を踏まえつつ、費用対効果も含め検討します。

質問⑦

第四中学校と第八小学校が近接しており、プールも老朽化している状況です。統合して屋根つきにして、全天候型並びに温水機能もつけて通年利用するほうが、コスト並びに教育効果的にもメリットありと考えますが、御感触を教えてください。

答弁⑦

朝霞第四中学校と朝霞第八小学校が学校プールを共同利用するメリットといたしましては、プールの維持管理の効率化が挙げられます。

しかし、小学校1年生から中学校3年生までの使用となれば、水深の管理や時間割の調整等に課題があります。また、全天候型とすることにつきましては、年間を通して水泳指導を行うことができるメリットがございますが、費用面も含め、学校プールの在り方を総合的に勘案しながら、引き続き調査研究していきます。

質問⑧

水泳授業の在り方について、市で検討委員会を設置すべきと考えておりますが、御感触を教えてください。

答弁⑧

教育委員会では、令和3年度に朝霞市公立小学校の水泳指導についての基本方針を策定し、学校プールの在り方について、現状分析を基に、施設管理面、水泳指導面の両面から検討を進めております。引き続き、近隣市の取組状況の聞き取りや現地視察等を行うなどし、プールの民間委託も含めて、教育委員会内で調査研究を進めていきます。

質 問：教員による児童生徒へのわいせつ事案の対応について

(1) わいせつ行為で教員免許状が失効した人の国のデータベースの利用状況について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

本市教育委員会では、教員採用時にわいせつ教員データベースの確認を義務化し、実際に運用していますか。

答弁①

本市におきましては、令和5年度に重大な教職員事故、教職員によるわいせつに係る事件が発生しており、本データベースの確認につきましては、重要なものであると捉えております。

教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律において、教育職員等を任命、雇用する者のデータベースの活用義務が規定されております。

市内小・中学校に配置されております教職員は県費負担教職員となるため、特定免許状失効者等に関するデータベースの運用に関しましては、任命権者である埼玉県教育委員会が活用することとなります。本市におきましては、県費発令までに市費で任用する際には、適宜適切に運用しております。

質問②

データベースへのユーザー登録は既に行っていますか。登録している場合、実際に

過去、データベースを活用した事例はありますか。

答弁②

特定免許状失効者等に関するデータベースへのユーザー登録を行っており、本市教育委員会といたしましても必要に応じて活用しております。

質問③

未登録あるいは登録済みであっても活用実績がない場合、今後の対応方針はどのように考えていますか。

答弁③

昨今、教員による児童・生徒へのわいせつ行為は重大な社会問題となっており、本市としても絶対に起こさせてはいけないことであると捉えております。引き続き埼玉県教育委員会と連携を図り、法律に基づき適切に活用していきます。

質問④

市立小・中学校で、教員採用のデータベース活用の徹底はどう行っていますか。

答弁④

特定免許状失効者等に関するデータベースの運用に関しましては、多くの場合、任命権者である埼玉県教育委員会が活用することとなりますが、再就職を防止するために、県教育委員会との連携を徹底していきます。

質問⑤

わいせつ教員の再就職防止と児童・生徒の安全確保の観点から、今後さらに必要と考えられる対策などがあれば教えてください。

答弁⑤

わいせつ事件等を起こした教職員につきましては、再就職を防止するため、引き続き埼玉県教育委員会と連携するとともに、他都道府県や他市町村とも情報の共有をしていきます。

また、児童・生徒の安全確保につきましては、朝霞市教職員等による性暴力等の防止等に関する基本的な指針を作成し、それに基づいた研修等を進めていきます。

質 問：放課後子ども教室について

(1) 4～8月までの利用状況と課題について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

第六小学校及び第八小学校で実施されている放課後子ども教室の本年4月から8月までの利用状況について教えてください。

答弁①

放課後子ども教室の利用状況を学校別に申し上げますと、第六小学校の1日当たりの平均利用児童数は、4月が18.3人、5月が25.8人、6月が35.1人、

7月が45.6人、8月が57.5人となります。次に、第八小学校は、4月が17.7人、5月が19.5人、6月が23.1人、7月が29.3人、8月が38.7人で、両校ともに増加傾向にあります。

質問②

現時点で把握されている課題等があれば教えてください。

答弁②

1学期及び夏休みを終え、利用児童数が増加傾向にあるものの、1日当たりの児童数が当初の想定を下回っていることから、改めて保護者等のニーズの把握に努めたいと考えております。

また、これから迎える秋の時期は台風の影響により、学校の臨時休校や下校時刻の繰上げなど特別な対応が求められることから、これまで以上に学校と連携を図っていきます。

(2) 来年度の実施校の拡大予定について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

来年度以降、他の小学校への導入を視野に入れた拡大方針について、構想や具体的な計画などあれば教えてください。

答弁①

実施校の拡大につきましては、現在の利用状況や保護者及び児童向けアンケート調査の結果を踏まえつつ、教室の確保等といった課題もありますので、関係部署と相談しながら検討していきたいと考えております。

質問者： 駒牧 容子議員（公明党）

質問：会計年度任用職員の処遇改善について

(1) 給食配膳員の過酷な労働環境改善について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

現在配置されている給食配膳員の人数と業務内容について伺います。

答弁①

給食配膳員は、自校式給食以外の学校に配置されておりますが、配置状況につきましては、各小・中学校に4時間勤務1名と3時間勤務1名配置、朝霞第六小学校には4時間勤務1名と3時間勤務2名配置、計25名配置しております。業務内容は、学校給食センターから運ばれたコンテナを各階の給食配膳室に運搬するほか、

給食終了後にコンテナを回収し、給食配膳室の清掃を行います。

質問②

各学校の給食配膳室のエアコンの設置状況を伺います。

答弁②

配膳室のエアコンの設置につきましては、朝霞第六小学校のみ、増築工事の際に設置しておりますが、ほかの学校には設置できておりません。他の学校の給食配膳室にエアコンを設置することは、現状では施設の構造上の制約があり、難しい状況ですので、今後、大規模改修や建て替えなどの際に設置の検討を行っていきます。

質問③

構造上の制約とはどのようなことなのか、伺います。

答弁③

施設の構造上の制約の主な理由といたしましては、まずはエアコン設置後に保守点検等が十分可能な設置場所の確保が必要となります。また、エアコンの設置には、室内機と室外機を建物の壁を貫通して配管及び配線が必要となるため、配膳室に窓がない場合、貫通孔設置のための壁の構造上の調査を行いますが、その結果によっては設置が難しくなることが挙げられます。

質問④

エアコンがに代わる熱中症対策はどのように行っているのか、伺います。

答弁④

給食配膳員には、暑さ対策としてネッククーラーを配布するほか、エアコンの効いた部屋で休憩を取れるよう、配膳員、学校に呼びかけをしております。また、配膳員は各校2名以上の配置を行い、休憩の取りやすい環境を整備しました。

今後におきましても、将来的に可能となる手段について検討します。

質問⑤

労働安全衛生規則改正による熱中症対策が義務化されたことについて、教育委員会としてどう捉えているか伺います。

答弁⑤

令和7年6月に改正労働安全衛生規則が施行され、職場における熱中症対策の強化について、議員御指摘のとおり改正されたことは承知しております。

近年の猛暑を踏まえ、熱中症対策は市としても大変重要な課題と捉えており、給食配膳員、学校に作業の隙間時間や、具合が悪くなる前にエアコンの効いた部屋での休憩を取るよう呼びかけております。

また、教育委員会には、給食配膳員のほか交通指導員や学校用務員など、様々な職種の人員を配置しております。特に、交通指導員や学校用務員など屋外で作業をしている方もおり、全体的な熱中症対策を検討していくところです。

質問⑥

面接のときにクーラーない場所で作業すると説明がされていません。職場環境の説明が不十分なことに関してどうに捉えているか伺います。

答弁⑥

給食配膳員の採用の面接において、暑さが厳しいこと及び配膳台など重いものを運ぶ仕事であることを説明しておりますが、配膳室内のエアコン設置に関しては説明しておりません。今後は、採用面接の際に説明をしていきます。

質問⑦

市役所の会計年度職員は年に1回面談があるが、給食配膳員は書類のやり取りで更新が終わってしまう。面談の機会を持っていたきたいが、いかがでしょうか。

答弁⑦

給食配膳員の面談は、令和6年度は人事考課の成績率反映施行期間であったため、校長との面談は任意としましたが、今年度以降は必須とし、校長との面談の機会を設けることといたします。

教育委員会としても、引き続き配膳員を含め会計年度の職員の声について、配慮していきたいと思います。

質問⑧

校長だけではなく、教育総務課も配膳員の声を聞くと聞きおよんでいます。

答弁⑧

必要に応じて、教育総務課の担当とも面談の機会を持つような形になっています。

(2) 過酷な労働を強いられても一向に改善されない処遇格差について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

給食配膳員の処遇の現状をお伺いいたします。

答弁①

令和7年度の給食配膳員の時給は1,160円です。また、雇用保険は、4時間勤務の職員は加入し、3時間勤務の職員は未加入です。

なお、社会保険及び期末・勤勉手当は、4時間勤務、3時間勤務ともに未加入及び支給対象外となっております。

質問②

会計年度任用職員の中では、学校図書館支援員の4時間勤務と体系が似ていますが、その方々と配膳員の勤務状況についてお伺いをいたします。

答弁②

同じ4時間勤務の会計年度任用職員である学校図書館支援員の場合で申し上げますと、令和6年度実績では、年間勤務日数203日で、年間平均約16万円の期末・勤勉手当を支給しております。

一方、給食配膳員は、年間勤務日数193日で、期末・勤勉手当の支給はありません。

質問③

会計年度任用職員における期末・勤勉手当の支給要件について伺います。

答弁③

本市における会計年度任用職員の期末・勤勉手当の支給要件は、国の事務処理マニュアルにのっとり、基準日に在職していること、任用期間が6か月以上であること、また、1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上であること、以上の3点を満たす場合に支給することと規則で定めております。

質問④

必ずしも国の事務マニュアルに従っていない自治体もあるかと思いますが、そういった自治体についての状況をお伺いいたします。

答弁④

埼玉県や吉川市におきましては、1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満である会計年度任用職員も含め、全ての会計年度任用職員に期末・勤勉手当を支給しているとのことですが、それ以外の多くの自治体は、本市と同様の支給要件としている状況でございます。

質問⑤

朝霞市は、15時間30分に足りないから期末・勤勉手当が支給されないということですが、具体的にどれくらい足りないのか伺います。

答弁⑤

令和7年度は、給食配膳員の勤務日数は年間で193日ですので、任用通知上の勤務時間が20時間である会計年度任用職員については、夏季休業等の勤務を要しない日数も含めた年間勤務日数で平均した場合、1週間当たりの勤務時間が約14時間50分となるため、40分足りないことになります。

質問⑥

なぜ会計年度任用職員のダブルワークを禁止したのか、地方公務員の副業が解禁されたが今後もダブルワークを許可しないのか、伺います。

答弁⑥

現在、他の職種とのダブルワークを行っている会計年度任用職員は数名おりますが、いずれも令和2年度の会計年度任用職員制度開始前からダブルワークを行っていた会計年度任用職員です。

新規のダブルワークにつきましては、各任用部署間の勤怠管理が困難であることや、公正採用の観点などから、認めていない運用としております。

しかしながら、市にとって労働力の確保は今後、より困難になることが予想されることから、労働力確保の観点から、ダブルワークについて検討していきたいと考

えております。

質 問：教育施策について

(1) 学校プールの現状と今後について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

朝霞市の学校においては、水泳の指導時間はどう示されていて、各校の計画時間と実施時間がどのようになっているのか伺います。

答弁①

市内小・中学校における水泳指導は、小・中学校の学習指導要領の指導内容に示されており、指導時間については、各学校の年間指導計画に沿って決定しています。各校の計画時間は、小学校では平均10時間、中学校では平均8時間となっており、計画時間のとおり実施しております。

質問②

朝霞市は暑さ指数の上昇で影響を受けていないのか、いつからいつまでプールの授業が行われているのか伺います。

答弁②

水泳指導は、天候によって計画していた時間を変更して実施したとの報告を各学校から受けております。その際、計画時数に達している学年と時間を入れ替えたり、予備として計画をした時間に水泳指導を行ったりなどして、各学校が工夫して時数の確保を行っております。

また、朝霞市の多くの学校では、6月の2週目から7月の3週目の時期で水泳指導の計画をしております。

質問③

朝霞第三小学校がわくわくどーむを使用して行う水泳授業の実施内容について伺います。

答弁③

朝霞第三小学校4年、5年生の児童が、わくわくどーむのプール施設を使用して水泳授業を行う予定でございます。水泳指導は朝霞第三小学校の教員が行い、わくわくどーむの職員が安全管理の補助のため、水上から監視いたします。

質問④

朝霞市のプールについて、通常の年間の維持管理費と長期的に見た大規模修繕を考えると、どれくらいの維持管理費を見込んでいるのか、伺います。

答弁④

プールの維持管理に係る経費の項目としては、プールろ過機の維持管理委託料や修繕料、水道料などがあります。

年間の維持管理費としては、年度により増減はありますが、1校当たりの平均額で年間150万円程度となっており、今後の大規模改修工事を加味した場合、1校当たりの平均額で年間500万円程度になると見込んでおります。

質問者： 宮林 智美議員（公明党）

質 問：快適な教育環境の整備充実について

（1）学校図書館の図書の装備について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

学校図書の装備というのはどういうものなのか、説明をお願いします。

答弁①

図書の装備とは、外装の保護のために透明なフィルムを貼るほか、管理のために貸出し管理用のバーコードラベルを貼付することです。

質問②

学校図書の装備はどのようにしてこられたか、説明をお願いします。

答弁②

本市の学校図書館では、朝霞市書店組合から購入する本は装備された状態で納品され、それ以外の業者より購入する本は未装備の状態で納品されており、未装備の本は各学校にて装備を行っております。

令和5年度までは、書店組合から購入する本は装備したものでございましたが、令和6年度より本の表紙の部分を装備する簡易装備となっております。

質問③

簡易装備になった経緯を伺います。

答弁③

令和5年9月に、朝霞市書店組合より原油価格高騰によるフィルム費用の高騰、最低賃金上昇による人件費負担の増加などにより、1冊100円の図書装備費用の一部負担の依頼がありました。その話合いの中で、本の表紙の部分を装備する簡易装備であれば装備費用の負担を行うことなく納品できるとのことでした。そのため、令和6年度より簡易装備を行い、装備が必要な本は各学校で装備をしています。

質問④

各小学校への対応はどのようにされたか、伺います。

答弁④

図書の購入費の確保を優先するため、令和5年12月に学校図書の装備変更について、令和6年度から簡易装備へ変更する旨を通知したところです。

質問⑤

通知に対して学校からの意見はありましたでしょうか。

答弁⑤

令和6年度より簡易装備を行う中で、簡易装備ではなく、装備された状態での納品がいいという声や簡易装備だと装備を再度行う際に剥がす手間が生じるため、ないほうがいいといった声、現状の簡易装備で十分だとの意見も上がっていました。

質問⑥

令和7年度に各学校にアンケートを取られたそうですが、アンケートの内容と回答について伺います。

答弁⑥

アンケートの内容は、図書の装備の希望及び理由、本の種類による装備、未装備を行いたいかな。現状で装備を行う場合、1冊当たり100円の手数料がかかってしまうが、装備と冊数のどちらを確保したいかにつきまして聞き取りを行いました。

結果は、小学校は装備の希望が多く、中学校はなくても構わないとの御意見でした。ただ、学校により意見が異なる部分もございましたので、今後、調整が必要と考えております。

質問⑦

ブッカーに予算を確保することはできないか伺います。

答弁⑦

ブッカーにつきましては、学校の消耗品費の中で購入するものと教育委員会としては捉えております。

質問⑧

現在の厳しい消耗品費の中で購入するのは難しいと思います。新たにブッカーの予算を確保することについて伺います。

答弁⑧

消耗品費が減額されている中ですが、ブッカーの予算を確保できるよう、各学校に引き続き働きかけていきます。

ただ、それによって消耗品の予算が不足し、必要な消耗品が購入できないということであれば、違う方策を検討していきます。

質問者： 高堀 亮太郎議員（あさか未来）

質 問：フェンタニルの危険性と薬物蔓延の警鐘と市の対応について

（1）市民・青少年への啓発・教育体制について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

市内小・中学校で実施している薬物乱用の防止教育の内容と到達状況はどうか。

フェンタニルを含む新型薬物の危険性を教育に反映しているのか、お伺いします。

答弁①

薬物乱用防止に関しましては、現在、小学校6年生の保健と中学校2年生の保健体育の授業で発達段階に応じて指導をしています。また、授業以外でも、毎年薬物乱用防止教室を実施し、薬物の危険性や誘われた際の断り方などを朝霞警察などとも連携して、全ての小・中学校で児童・生徒に継続的に指導をしています。

今後も薬物乱用防止に関する保健学習を適切に進めるとともに、養護教諭研究協議会の中で、国や県から発出される薬物に関する最新の情報を共有し、啓発活動の支援を行います。

質問②

P T Aや地域団体、警察、保健所などと連携した啓発活動はどのように実施されているか。新しい薬物問題を踏まえ、今後強化していく考えがあるか伺います。

答弁②

市内全ての小・中学校で行われている薬物乱用防止教室では、埼玉県警から派遣される非行防止指導班「あおぞら」や学校薬剤師に講師をお願いしているケースが多くあり、保護者にも参加を呼びかけている学校もあります。

教育委員会としては、引き続き、児童・生徒だけではなく、保護者や地域、関係機関も含めた薬物乱用防止の啓発が行われるよう、各学校を支援していきます。

また、フェンタニルに限らず、依存性の高い薬物の危険性については、小・中学校の薬物乱用防止教室の中で取り扱うべきものと認識しています。

近年、ゲートウェイドラッグと呼ばれるような違法薬物の乱用が拡大し、特に若年層における広がりには深刻なものとなっています。今後につきましても、国や県の動向に注視し、正しい情報を収集するとともに、児童・生徒には、薬物の危険性について繰り返し指導していく必要があると捉えています。

質 問：歴史教科書の記述内容に対する検証について

(1) 大東亜戦争の記述の在り方

【一問一答方式】

主な質問及び答弁(要旨)

質問①

中学校歴史教科書における大東亜戦争の記載内容はどうなっているのか。その記載の在り方について、教育委員会はどのように考えているのか伺います。

答弁①

朝霞市で採択している東京書籍版の中学校の歴史の教科書において、大東亜戦争の用語は233ページの上段、当時の日本軍の進軍経路を表す資料の説明文に記載があります。ここには、当時の日本政府は、大東亜共栄圏を建設するという目的から、大東亜戦争と呼びました。また、太平洋だけでなく、中国や東南アジアでも戦

争が行われたことから、アジア太平洋線とも呼ばれますとの記載があります。

この記載の在り方については、特に問題はないと捉えております。

質問②

大東亜戦争に関する歴史教科書の記述が子ども達の歴史理解にどのような影響を与えていると考えるか、また、子ども達が我が国の歴史に愛着や誇りを持つことにつながっているのか。教育委員会の見解を伺います。

答弁②

中学校学習指導要領に定められている指導事項には、第二次世界大戦と人類への惨禍、経済の世界的な混乱と社会問題の発生、昭和初期から第二次世界大戦の終結までの我が国の政治、外交の動き、中国など、アジア諸国との関係、欧米諸国の動き、戦時下の国民の生活などを基に、軍部の台頭から戦争までの経過と大戦が人類全体に惨禍を及ぼしたことを理解することとございます。

東京書籍の教科書は、国の検定に合格している教科書ですので、この指導事項に沿った内容であり、子ども達の歴史理解に寄与しているものと考えています。

我が国の国土や歴史に対する愛情を育むことについては、学習指導要領にも定めがありますが、歴史教育全体を通して歴史を体感し、育むものと捉えております。

(2) 南京事件に関する記述の検証

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

東京書籍の中学校歴史教科書には、南京事件（南京大虐殺）はあったと断定的に記載されているわけです。教育委員会として、この記述の事実関係について、どのような根拠に基づいて正確性を確認しているのか伺います。

答弁①

この東京書籍の歴史の教科書228ページには、日中戦争の開始と長期化についての内容が記載されております。その中の一節には、日本軍は、1937年末に、首都の南京を占領し、その過程で女性や子どもなど、一般の人々や捕虜を含む多数の中国人を殺害しました。（南京事件）と記載されております。

この南京事件の用語には脚注がついており、この事件は南京大虐殺とも呼ばれます。被害者の数については様々な調査や研究が行われていますが、いまだに確定していませんとも記載がございます。

国の教科書検定の基準である義務教育諸学校教科用図書検定基準には、近隣のアジア諸国との間の近現代の歴史的事象の扱いに国際理解と国際協調の見地から必要な配慮がされていること。また、著作物、資料などを引用する場合には、評価の定まったものや信頼度の高いものを用いており、その扱いは公正であることとの定めがありますので、東京書籍の記述につきましても、これらの基準を満たしていると

捉えています。

なお、個別の歴史的事象の事実関係につきましては、教育委員会として言及することは致しかねます。

質問②

南京事件の記述について、市教育委員会としてどのような認識を持っているのか。表現が一方的にならず、多角的な視点が確保されているかどうかをどのように検出をしているのかをお伺いします。

答弁②

いわゆる南京事件についての記述は、教科書会社によって違いがあることは承知しています。教育委員会としては、教科書採択制度にのっとり、国の検定に合格した教科書について、関係法令等に基づき、公平、公正に採択業務を進めています。

教科書は、検定を経て教育的に妥当と認められた内容で構成されており、児童・生徒が、書いてあることを一面的に読み取るのではなく、多面的に読み取り、考えを深めていけるような事業が展開されることが大切であると考えています。そのため、引き続き、主体的、対話的で深い学びの視点に立った授業改善がなされるよう、各学校を支援していきます。

（３）主体的な検証体制の構築

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

教科書は、国の検定だけに頼るのではなく、教育委員会が自ら内容を確認、検証することも必要だと思いますが、見解をお伺いします。

答弁①

教科用図書は、国の定める検定基準を満たしており、いずれの教科書会社のもので採択しても、内容の中立性や正確性については問題ないものと捉えております。

なお、採択委員は、委員自らの責任において調査、研究を行い、調査員の研究報告や教員、保護者、市民の意見等を踏まえて、総合的な判断し、採択を行うことと定められています。そのため、教育委員会としては、採択前に改めて記述内容を検証することは考えておりません。

なお、採択委員に向けて、指導主事等の事務局職員や外部の団体が特別の意見を付すなどして働きかけることは、採択業務の公平性を損なうため、認められていません。

質問②

歴史教育は、単なる知識の習得にとどまらず、子ども達の自己肯定感や日本の地域への誇りを育む上でも重要であると考えます。教育委員会として、この観点を踏まえた歴史教育に今後どのように取り組むのか伺います。

答弁②

社会科教育の目標の一つには、多面的、多角的な考察や深い理解を通して涵養される我が国の国土や歴史に対する愛情、国民主権を担う公民として、自国を愛し、その平和と繁栄を図ることや、他国や他国の文化を尊重することの大切さについての自覚などを深めると、学習指導要領にも掲げられているところでございます。

教育委員会としては、社会科主任研修会を通じて、小・中学校教員の歴史的分野も含めた社会科における授業の向上を目指していきます。

また、主に小学校対象となりますが、朝霞市博物館と連携し、郷土の歴史について、興味関心を高める体験型の歴史学習を行うことで、子ども達の自己肯定感や地域への誇りを高められるような社会科教育を推進していきます。

質問者： 増田 ともみ議員（進政会）

質 問：家庭と教育と福祉の連携「トライアングルプロジェクト」について

（１）市の認識とこれまでの取組について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

育みバーチャル支援センター事業において、教育委員会が行ってきた取組について教えてください。

答弁①

教育委員会では、こども家庭センターや障害福祉課等と連携を図りながら、専門的な知識を持った心理士と指導主事が対象校を訪問する巡回相談を実施しています。学級担任等に対して特別な配慮を必要とする児童・生徒への支援についての助言を行い、当該児童・生徒が落ち着いて学校生活を送ることができるよう、各学校を支援してきました。

質問②

巡回相談のこれまでの成果について教えてください。

答弁②

令和６年度の巡回相談は、小・中学校それぞれ６回ずつ実施し、対象児童・生徒数は延べ３２名となっております。令和７年度は、小学校で７回、中学校で８回、対象児童・生徒数は延べ３４名を予定しております。

質問③

具体的な成果の把握として教職員にアンケートなどを取っていますか。

答弁③

巡回相談で行っている助言につきましては、児童・生徒の実態が様々であり、具

体的な変容や成果をアンケート等で一律に把握することは難しいと捉えております。

質問④

相談として取り上げる案件はどのように決めているのでしょうか。

答弁④

年度当初の校長会議で周知し、各学校から相談件数及び日程等の希望を聞き取り、各学校の実情に応じて決定しております。

質問⑤

相談で得られた対応方法を知ることができるのは、その案件に関わっている教員だけでしょうか。それともどの教職員でもケースを生かせるように、伝達講習のようなもので周知をしているのか伺います。

答弁⑤

巡回相談で担当教員が得た支援方法等につきましては、該当児童・生徒の学年を担当する教員及び管理職で情報を共有したり、必要に応じて児童理解研修など校内研修等の中で全教職員へ周知して、配慮事項の確認をしたりしております。

(2) 課題について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

巡回相談の課題について、教育委員会としての認識を教えてください。

答弁①

近年、特別な配慮を必要とする子どもの数が増加傾向にあり、支援の在り方も多岐にわたっていると捉えております。教育委員会としては、配慮を必要とする児童・生徒一人一人に寄り添いながら適切な支援を行っていくことができるよう、各学校の実情に応じて支援していくことが重要であると認識しております。

質問②

取組として行ってきた巡回相談ですが、配慮の必要な子どもとの関わり方が分からないという現場の声も聞きます。これについての認識を伺います。

答弁②

特別な配慮を必要とする子どもの数が増えていることもあり、支援の在り方が多岐にわたっていると捉えております。教育委員会としては、配慮を必要とする児童・生徒一人一人に寄り添いながら、適切な支援を行っていくことができるよう、各学校の実情に応じて支援していくことを丁寧に進めていきたいと考えています。

質問③

育みバーチャル支援センター事業は、保健、福祉、教育の連携による途切れのない総合的な支援を図ることを目的としていますが、この連携による学校教育におけ

る利点を教えてください。

答弁③

保健、福祉、教育が連携することによる学校教育としての利点としては、保育園や幼稚園等で行ってきた支援を共有できる点があります。また、心理士からの専門的な助言により、該当児童・生徒への適切な支援につなげられる点があります。

(3) 今後の取組について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

教育委員会としては、増加傾向にある配慮の必要な子どもへの対応について、児童発達支援について、体制などを含めて今後どのように取り組んでいくか伺います。

答弁①

教育委員会としては、令和5年度からこども相談室におきまして、発達に係る相談事業を開始しています。具体的には、こども相談室には臨床心理士がおりますので、相談を随時して必要に応じてはWISC等の検査を実施していただいています。また、担当の指導主事が療育など行う児童発達支援施設に訪問して、保護者の求めに応じて情報共有するなど連携を強化し、配慮の必要な子どもたちへの対応を充実させているところです。

(4) 市の目指す「トライアングルプロジェクト」像について

【一問一答方式】

質問①

育みバーチャルセンター事業ということを加味して、トライアングルプロジェクトの目指す将来像について伺います。

答弁①

教育委員会としては、保健、福祉との連携を強化していくことが重要であると捉えています。配慮の必要な子どもたちへの切れ目のない支援を実現するために、保護者の考えや保育園、幼稚園等で行ってきた支援を学校に引き継いだり、保健師や心理士からの専門的な助言により、適切なサポートにつなげたりする必要があります。また、現在は教育委員会独自で発達相談や発達検査の窓口を設置していますが、今後は各部との連携を強化し、相談体制を整備していくことが大切だと考えています。

質 問：芸術に育まれるまちづくりについて

(1) 芸術とまちづくりの関係について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

芸術とまちづくりの関係について、市はどのようにお考えか教えてください。

答弁①

市民の皆さんが、芸術文化活動を通じてまちへの愛着を感じられるよう、各団体や市民が行う自主的な芸術文化活動を積極的に発信し、心豊かで暮らしやすい地域社会の形成に努める必要があります。そのためには、市民が多様な芸術文化に触れ合うことができるとともに、芸術文化活動に参加する機会の充実に取り組んでいきたいと考えております。

（２）市の取組について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

市の取り組んできたことについて教えてください。

答弁①

現在の第５次総合計画では、芸術文化の振興を目指し、初夏に芸術文化展や市民芸能まつり、秋には文化祭や文化協会加盟団体による発表会等を開催し、市民の皆様が広く芸術文化に親しめる環境づくりに努めております。

令和６年度の取組といたしましては、芸術文化展や市民芸能まつり、文化祭を開催し、延べ１万３，８７２人に来場いただきました。また博物館では、テーマ展示として朝霞市県展作品展などを開催し、延べ２万７，１６２人の方に来館いただきました。そのほか、丸沼芸術の森の協力を得て、陶芸体験や芸術鑑賞などを行う夏休み親子陶芸教室を開催し、１６組３２人に御参加いただきました。

質問②

博物館の来館者の満足度についてはどのように認識をしているか教えてください。

答弁②

博物館では、昨年度から企画展や各種講座でアンケートを実施しており、その結果から、各事業に対しおおむね満足度が高い状況であるものと考えております。

質問③

博物館のテーマ展示はどのようなものをテーマとしているか教えてください。

答弁③

博物館におけるテーマ展示につきましては、令和６年度は埼玉県美術展覧会において出品された市内作家の入選作品等を紹介する、第７２回朝霞市県展作品展と、長年朝霞市美術協会会長として尽力され、令和４年１１月に逝去された日本画家、

池田幹雄氏を追悼した池田幹雄追悼展の2本を開催しました。

なお、今年度は、9月13日から28日までの日程で、第73回朝霞市県展作品展を開催中です。

(3) 将来像について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

芸術や文化とまちづくりへの将来像について、総合計画ではどのように位置づけているのか伺います。

答弁①

第6次総合計画では、地域文化や郷土に対する愛着を深めていただくことを目的とし、市民ニーズを踏まえた学習、芸術文化活動の支援の充実を図ることとしています。

また、市民が芸術文化活動を発表できる場と機会が確保されるとともに、芸術文化の継承に必要な次世代の担い手の育成に努め、芸術文化事業を通して多くの市民が心豊かで暮らしやすいまちを目指すものとしています。

また、障害のある人もない人も、子どもから学生、高齢者まで全ての方が参加できるよう、ICTを活用した情報発信や、インターネットやデジタルデバイスを用いた講座などの文化事業に取り組んでいきたいと考えています。

質問者： 野本 一幸議員（進政会）

質問：本市の中学校部活動の今後の方向性について

(1) 国の部活動の「地域移行に関する方針」を受け、今後の方向性と課題について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

部活動の今後の方向性についてどのように考えているのか伺います。

答弁①

部活動の地域移行がされるという国の方針が示されて3年が経過しようとしています。しかし各自治体においてその進捗状況はまちまちであり、多くの市区町村では部活動のスムーズな地域移行ができていない、また国のほうも地域移行という言葉から地域展開という言葉に変えて、なかなか進んでいない状況だと思います。その大きな要因は、学校に変わる地域の受皿の整備ができていないことにあります。

この夏、日本中体連トップの方とお話をする機会がありました。その方がおっし

やるには、スポーツ庁長官は、もう学校から部活動をなくしますとおっしゃったそうです。そして、塾や習い事と同じように、やりたい家庭がやるという形に変えたということを言っていたそうです。

国が民間スポーツ産業の活性化を図ること、また教職員の働き方改革を進めることを目的として打ち出した施策ではありますが、一番大切なことが抜けているように思います。それは、部活動は誰のためにやるのかということです。当たり前ですが、部活動は子ども達のためにあると思います。小学校のときから、中学に入ったらスポーツやりたいとか、文化活動をやりたいとかというそういう思いがあって、部活動は子ども達にとって学校生活の大きな部分を占めております。部活動の地域移行が朝霞市は遅れているというお声も受けましますが、本市においては、今申し上げたように、やはり子ども達にとって一番何がいいのかということ、初めに子ども達ありきということです。子ども達や教員、保護者からも何度もアンケートを取ったり、意見を丁寧に聞いて進めてまいりました。

朝霞市における部活動の今後の在り方につきましては、生徒にとって最も望ましい活動環境を確保するという点を第一に考え、丁寧に検討協議を進めていきたいと思っております。今後も子ども達が希望するスポーツや文化活動に安心して参加できる、そういった体制を整えていきたいと思っております。

質問②

本市における部活動の地域展開の進捗状況について伺います。

答弁②

部活動は現在、学校教育の一環として位置づけられておりますが、国の提言に基づき、今後は地域クラブ活動への展開に向け、各自治体の実情に応じながら改革を進めていくことが求められております。

また、埼玉県の方針として、令和5年度から令和7年度を活動環境整備期間、令和8年度から令和10年度を活動環境定着期間と示されております。本市におきましては、令和4年度より朝霞市部活動の在り方検討会議で協議を進めているところでございます。今年度は、5月と7月に開催した検討会議を経て、本市の部活動地域展開への方向性について検討を重ねているところでございます。

質問③

地域展開はいつから行われる予定なのか、お伺いいたします。

答弁③

朝霞市部活動の在り方検討会議におきまして現在作成中の方向性案においては、令和8年度、令和9年度は部活動地域展開の周知・準備期間とし、令和10年度からの展開を目指すこととしております。

質問④

指導者はどのように確保していくのかお伺いいたします。

答弁④

現在、ホームページ等を活用し、地域から指導者を募っております。今後は本市のスポーツ協会とこれまで以上に連携をいたしまして指導者を確保するとともに、教職員も希望があれば、必要な手続を経て、指導に携わることのできる体制づくりを進めていきます。

質問⑤

費用負担についてどのように考えているのかお伺いいたします。

答弁⑤

地域クラブに係る費用負担につきましては、国や県も受益者負担を前提としており、現状、受益者負担とせざるを得ない状況でございます。そのため、経済的な理由から活動を断念せざるを得ない生徒が生じることのないよう、対策を講じる必要があると考えております。

質問⑥

地域展開によって、教員の役割はどのように変わるのかお伺いいたします。

答弁⑥

本市におきます本市の平日の部活動指導につきましては、これまでどおり教員が担うことを想定しております。休日の指導にも携わりたい教員につきましては、兼職兼業の許可を得て教員も指導できる体制づくりについて、令和10年度を目途に整備できるように進めていきます。

質問⑦

学校閉庁における学校施設の貸出しはどのようなになっているのか伺います。

答弁⑦

現状では、学校閉庁日における学校施設の貸出しを行っておりませんが、今後は通常稼業日と同様の手続を取り、貸出しができるよう検討を進めていきます。また、施設利用希望者に正しく情報が伝わるよう、市のホームページ等を通して情報発信をしていきます。

質問⑧

スポーツ協会のベテランの指導者も連携しながら環境整備を進めていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

答弁⑧

活動の主体が学校から地域へ段階的に移管していくという点からも、市のスポーツ協会だけではなく、市役所内の関係部局とも連携しながら朝霞市としての方向性

を定め、地域環境等の整備を進めていく必要があると捉えております。

質問⑨

大会への参加はどのように考えているのか伺います。

答弁⑨

現時点では、中学校体育連盟主催の大会については、種目によって違いはありますが、基本は学校が参加主体となります。大会の在り方も含め、今後の中学校体育連盟の動向について引き続き注視していきます。

質問⑩

保護者や地域へはどのような形で周知していくのか伺います。

答弁⑩

朝霞市のホームページで、朝霞市部活動地域移行ニュースを掲載中です。また、保護者につきましては、保護者連絡ツール t e t o r u にて毎号データを送付しています。今後は、各中学校での新入生保護者説明会において説明することも視野に入れて計画を進めているところです。

質問⑪

部活動に対する教育委員会の考え方をお願いいたします。

答弁⑪

部活動は、長年にわたり学校教育の重要な一部として、多くの生徒の成長を支えていました。学習の場とは異なる人間関係の中で努力や協調などを学び、自らの可能性を広げていく貴重な機会を提供したと考えています。

その一方で、こうした活動を支えてきたのは教員です。事業準備や学級、学年経営、保護者対応などに加え、放課後や休日に及ぶ部活動指導は、これまで教職員の子ども達のためにという善意や使命感に頼ってきた部分が大きく、実際に教職員が生徒のために尽力をしてまいりました。私自身も部活ばかりでございましたので、土日もやっていたし、自分でお金を払っていろいろな器具を買ったりしました。でも、こういった体制が限界にきていること、また教職員の働き方改革も叫ばれる中、やりがいや熱意だけでは持続可能ではなく、結果として教職員の心身の疲労や教職員の離職にもつながりかねないという状況もございます。また、生徒にとっても、指導を専門とする顧問の有無によって活動の継続が左右される不安定な体制は望ましいものではないと思っています。

部活動の意義については今もゆるぎないものと思っておりますが、支える仕組みについては、時代に応じて生徒が安心して活動が続けられる環境を整えていくことが求められていると考えています。朝霞市では、部活動の在り方検討会議を中心に検討を進めているところでいすが、各学校、地域の団体、民間企業、また役所の関

係部局やスポーツ協会等と連携しながら、長期的に安定した活動環境を整えていきます。平日は学校で教職員が指導に当たるとともに、休業日も地域で生徒の希望する活動に安心して参加できる、そういった体制を整えたいと考えております。

質問者： 本田 麻希子議員（立憲・歩みの会）

質問：給食配膳室の労働環境改善について

（１）温度管理と熱中症対策について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

配膳室の温度、湿度、暑さ指数について測っているか伺います。

答弁①

給食配膳室の温度につきましては、衛生管理チェックリスト、日常点検表で毎日記録をつけております。湿度や暑さ指数は、現在のところ把握はできていません。職場環境の把握につきましては、労働管理上必要なことと認識していますので、今後につきましては環境の把握を行ってまいりたいと考えています。

質問②

できるところからでもエアコンを設置しませんか。その認識について伺います。

答弁②

朝霞第六小学校は、今回、大規模な工事が入ったため、設置の準備と計画をして、実際に設置することができました。ただ、ほかの学校につきましては、なかなか換気等の配線等の関係もあり、現在のところ難しいと考えています。

質問③

全体的な熱中症対策、方策について具体的にどう検討しているのか伺います。

答弁③

例えば交通指導員、学校用務員といった方々とは、学校管理職が常日頃コミュニケーションを取りながら適宜しっかりと冷房の効いた部屋で休むように、あるいは寒い時期については体を冷やさないようにということで話を進めているところです。一部の学校においてはファンベストを購入し、着用している実態がありますので、そういったことも効果を伺いながら、市として各学校の職員の方々に配布できるのかどうか含めて、調査研究したいと考えています。

（２）交代要員の配置について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

全ての配膳員を4時間勤務にするということは考えていないのでしょうか。

答弁①

3時間勤務の職員は、各階の給食配膳室に運搬するほか、給食終了後にコンテナを回収するなど、各クラスの給食時間に間に合うように必要な人員として配置をしています。出勤してからの1時間においても、給食の仕分け作業など業務が負担にというお話ですので、児童・生徒数も含めて、また施設の配膳協力も含めて、業務量を再確認したいと思っています。

質問②

給食センターの配膳員の応援要員を置いて、各校の配膳員が休みのときには応援に行くという体制をつくるべきと思いますが、いかがでしょうか。

答弁②

年休が取りづらいというお話は、実際に職員から聞いたこともあり、そういったときに用務員さんや事務の方、私自身も学校にいたときに手伝ったことがあります。が、大変な作業だということは十分承知しております。また、給食センターに配膳員を配置して、年休を取得するときに学校に配置できないかというお話だとは思いますが、新しい人員を配置するというのも難しい状況ではございますが、今お話もいただいたところですので、何かの形で調査研究してまいりたいと思います。

質 問：小学校教員の人材育成について

(1) 助教諭採用教員の現状とこれからについて

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

助教諭採用の先生が朝霞市に一体何人いるか伺います。

答弁①

令和7年度、本市で助教諭として勤務をしている教員は21名おり、現時点で1名が小学校の教員免許状を取得したという報告を受けています。また、臨時免許状は3年間有効となっているため、その期間内に小学校の教員免許状を取得するよう声かけを行っているところです。また、現在、助教諭として勤務されている方からも、間もなく取得できそうだという話も伺っているところでございます。

(2) 教員研修のあり方について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

助教諭採用になった時点で、子ども達をどう教えていくのか、クラス運営をどうするのかを学ぶ研修を受けてから現場に入れるのでしょうか。状況を伺います。

答弁①

まず、助教諭免許状を取得する際には、現在取得済みの免許状をはじめ、大学のときの成績証明書や卒業証明書、また実際に学校現場に入っている方につきましては実務に関する証明書等を提出することで、検定を受けて助教諭免許状が発出されているという、まず制度的なものがございます。

また、研修については、まず各所属校で計画的に校内研修を行っているほか、埼玉県教育委員会主催による研修が毎年2回実施されております。これまで以前は1回だったのですが、回数が増えております。また、教員としての使命感を高め、実践的な指導力の向上がそこで図られているというところです。

そのほかにも、朝霞市教育委員会が主催し、助教諭を含む経験年数5年以内の臨時的任用教員等を対象として、臨時的任用教員研修会を4月と12月に実施しております。さらに、今年度は本市独自のあさか教師塾夏期研修会を開催し、現場の実践に即した内容を中心に、より実効性のある学びを13講座開校したところです。

朝霞市教育委員会といたしましては、今後も教員の資質能力の向上を図る研修を充実させてまいります。

質問②

臨時免許状で採用された先生に、日々の授業や子どもの関わりについての研修と、小学校の免許状を取得するための研修、それぞれの研修プログラムを組んでいるのか伺います。

答弁②

これまでも教員免許法が何度か改正がありまして、現在では最低12単位、早い方ですと大学の通信制度を利用すると半年で取得される方もおります。もちろん大学によって設定されている単位、科目は若干異なっているところがございますが、そういった制度を利用しながら、働きながら免許を取得されている方が多いと捉えております。

また、日頃の中でということですが、そもそも教員は、教諭、助教諭に限らず、子ども達を伸ばすために学び続けるということをなりわいとする職業でございます。当然助教諭の先生方たちも、日々の実践の中で各教科の指導方法や児童・生徒理解、各学校行事に関わる企画運営に携わり、資質向上に努めているところです。また、校内では、学校の文化としてお互いの授業を見せ合う、見合う中で、よりよい指導法を確立するという文化がありますので、校内の教員から学ぶ研修体制も各学校で整えていると認識しております。さらに、管理職が直接授業観察を行ったり、本人と面談をする中で指導助言を行ったり、市の指導主事が学校を訪問する際には直接指導することもあります。

質問者： 黒川 滋議員（立憲・歩みの会）

質問：文化施設の運営について

（１）運営の質向上と体制の再構築について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

図書館の休館日はどのように設定されているのか伺います。

答弁①

図書館の休館日につきましては、朝霞市図書館管理規則に基づき、年末年始や図書館資料特別整理期間などのほか、図書館整理日として、本館が第４金曜日、分館が第２水曜日、また施設点検日として、本館が第２火曜日、分館が第４木曜日を設定しており、毎週決まった曜日の休館はございません。

質問②

職員の自己研鑽やスキルアップのための時間は確保できているのか伺います。

答弁②

図書館の勤務体制につきましては、３班もしくは２班体制のシフト勤務としており、職員ごとに勤務時間や週休日に違いがあります。

また、開館日が多くなる分、開館業務に充てる時間が増え、選書等のバックヤードの業務やスキルアップに充てる時間の確保がしづらい傾向はありますが、曜日による利用者の変動や外部研修への参加状況等に応じ、シフト調整などで支障が生じないように対応しています。

質問③

図書館として、展示や企画、レファレンスの対応をするために、資質の向上が必要だと思います。どう対応しようとしているのか伺います。

答弁③

職員の資質向上については、埼玉県図書館協会や県立図書館が主催する専門研修への参加や、内部研修等を通じてスキルアップを図っております。また、窓口対応や利用者アンケートなどにより把握した利用者ニーズや、先進事例なども参考にしながら、業務を進めていくことができる体制づくりにも努めてまいります。

質問④

週１回程度休館日を設けて、開館日の職員をある程度数がいる体制をつくっていくべきと思うのですが、躊躇するような要素があるのでしょうか。

答弁④

決まった曜日を休館日とすることにより、シフト勤務に余裕ができ、職員のスキ

ルアップに効果が期待できる一方、現在の図書館運営も利用者の皆様に定着しており、市民サービスへの影響も考えられますことから、市民ニーズや近隣市の運営状況等の把握に努めながら、調査研究してまいりたいと考えております。

質問③

新聞の主要紙を公民館図書室に用意すべきと思う。いかがでしょうか。

答弁③

公民館の新聞につきましては、現在各館１紙としていますが、御指摘の点につき、予算の関係も含めまして、複数紙置けるよう、関係部署と調整したいと思えます。

（２）中央公民館の大規模修繕工事について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

中央公民館の大規模修繕工事中の代替施設として、市民会館や市民センターへ協力を要請しないのか伺いたします。

答弁①

利用者や市民説明会の中で、東朝霞公民館と南朝霞公民館が代替施設となり、原則休館日をなくすことを説明したほか、有料とはなりますが、市民センターや総合体育館の会議室の利用についても呼びかけを行っています。

質問②

中央公民館の利用団体が、中央公民館経由で申し込んだら無償にすることはできないのでしょうか。

答弁②

公民館で市民センターなどを借り上げ、公民館利用団体だけ無料として使用するとなりますと、有料で使用されている団体との間に不公平感が生じることからも、難しいものと考えております。

質問③

代替施設の地域の人々が場所を借りられない状況を避けるための代替策は色々やるべきと思う。認識はいかがでしょうか。

答弁③

御指摘の点につきましては、実際にそういったお声をいただいた際に、しっかりと検討していきたいと考えております。

質問④

代替施設の窓口職員は施設が使えないという苦情、ほかの館を使えないかの問合せに答える必要があり、その対応ができるように説明はされているのか伺います。

答弁④

会計年度任用職員の方への説明等につきましては、設計の段階において、当然工事期間もそのときにある程度決まっていたので、事前に各館長からお伝えをしています。また、その協力についてもお願いをしている状況です。

質問者： 飯倉 一樹議員（あさか未来）

質 問：朝霞市における文化財保護と継承への方針について

（１）朝霞市の文化財の現状について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

朝霞市内に文化財というのはどれくらいあるのか、現状についてお伺いします。

答弁①

本市内の指定文化財の件数につきましては、市指定文化財が３１件、国の重要文化財が１件、埼玉県指定文化財が２件、埼玉県指定史跡が１件の計３５件となっております。直近では、令和３年に泉水山・富士谷遺跡出土浅鉢形土器を市指定有形文化財に指定しております。

市では、これら文化財について、ホームページや、あさかみどころマップなどを通じ、周知を行っております。

質問②

朝霞市における文化財に関する課題意識についてお伺いします。

答弁②

文化財保護における課題としては、各指定文化財のうち有形文化財や史跡、天然記念物が昨今の気候変動等の影響により劣化の進行が早まる可能性があること、無形文化財については、会員の高齢化や会員数の減少などが課題として挙げられます。

一方、行政側の課題といたしましては、保護経費の増加や専門的知識を有する職員の不足等が挙げられます。

質問③

朝霞市内における無形文化財の保護の状況と取組についてお伺いします。

答弁③

市指定無形文化財には、溝沼獅子舞と根岸野謡の二つがあります。いずれも地域に伝わる伝統的な芸能で、溝沼獅子舞は昭和４８年に、根岸野謡は昭和５０年にそれぞれ市指定文化財に指定されています。現在では、溝沼獅子舞は毎年４月、１０月の第１日曜日に、溝沼の氷川神社で奉納舞が実施されています。また、根岸野謡も市

民芸能まつりでの公演や旧高橋家住宅などで謡が披露されています。

質問④

市内の保存会と市役所はどういった協働をされているのか伺います。

答弁④

現在、文化財課が関わる文化財保護団体については、溝沼獅子舞保存会、根岸野謡保存会、一夜塚古跡保存会の3団体があります。これら3団体に対しましては、文化財保護関係団体補助金を交付し、各保護団体の活動への助成を行っています。

質問⑤

保存会から、会の運営について実務的なアドバイスを求められたり、市内の学校や、地域団体との協働に協力してもらいたいと依頼された場合に、市として仲介や協力というのはしていただけるのでしょうか、伺います。

答弁⑤

市としましては、各保護団体の活動を支援することで、郷土の歴史や文化財の保護・復旧活動に努めたいと考えています。できる限り、団体の要望等に沿えるよう、対応したいと考えています。

質問⑥

文化の担い手たる方々が主体的に活動し、その上で当該の文化財を保護、継承していく形が望ましいと思いますが、市はどのような見解をお持ちでしょうか。

答弁⑥

市といたしましても、各保護団体が主体的に活動し、文化財を保護、継承していくことが望ましいものと考えています。

(2) 博物館の課題と今後の役割について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

昨年度、博物館の建物に工事が入りましたが、建物の状況はどのような状況か伺います。

答弁①

博物館につきいては、平成9年の開館以来、既に28年が経過しています。これまでの主な工事としては、令和元年に展示室のつり天井の撤去工事を実施したほか、昨年度には博物館外壁改修工事及び屋上防水工事などの工事を実施しています。

質問②

予算の都合等でできていない、まだ改修しなければいけないところがあるか伺います。

答弁②

昨年度に外壁等改修工事と併せ、収蔵庫を中心とした空調設備改修の設計を実施しています。設計の段階で、空調設備改修に先行して、現状の高圧受電設備の更新が必要であることが判明しました。このため、現在は空調設備改修については一旦中断し、改めて改修計画の全体を再考しているところです。

質問③

博物館の展示物の状況と、展示に関する基本的な考えについて伺います。

答弁③

博物館の常設展示は、考古、歴史、民俗、美術・工芸の4分野のテーマごとの展示となっています。各テーマは時間軸を持たない、それぞれ独立したストーリーで構成されるエポック展示という手法を取っています。この手法は、通常に通史展示にくらべ、各分野のストーリーを強調できるほか、小テーマごとに展示会を行うことができる特色があります。

質問④

展示資料の更新の状況、更新頻度というのはどのような感じなのでしょうか。

答弁④

博物館の常設展示については、平成19年度の民族分野の展示会を最後に、現状の展示となっております。このほか、映像コーナーのプログラムにつきましては、平成15年に1本追加を行い、平成30年にモニターを改修して以降は、現在の状況となっております。

質問⑤

朝霞市の市内の風景という映像資料はいつ撮影して更新しているのでしょうか。

答弁⑤

博物館の映像資料については、映像コーナーのプログラムを含め、その多くが平成9年の開館に併せ、撮影・編集されたものです。

このほか、平成27年に撮影された旧高橋家住宅の紹介映像や、昭和から現在までの随時で撮影された溝沼獅子舞、根岸野謡の公演映像などがあります。

映像資料については、プログラムを追加することにより、新しいものを見ていただくことも非常に大事かと思っていますので、引き続き検討していきたいと考えています。

質問⑥

展示資料の更新については今度どのように考えられるのでしょうか。

答弁⑥

展示資料の更新に際しましては、資料に合わせたケースの作成など、ディスプレイ

一の変更には費用を要するほか、展示のストーリーを構成する専門知識を持った学芸員が必要となります。博物館におきましては、考古、歴史、民俗、美術・工芸の4分野を展示テーマとしており、展示替えは未展示の資料を紹介することで、新たな来館者やリピーターの増加につながるものと考えていますので、小規模なものを含めまして、今後検討していきたいと考えています。

質問⑦

今後展示の在り方というものについて、何か見解があれば伺います。

答弁⑦

現時点では、具体的な方向性までは検討しておりませんが、近年新たに収蔵した資料もありますので、これまで紹介していない資料を展示できればと考えています。

質問⑧

近年新しく収蔵されたものというのはどういったものがあるのでしょうか。

答弁⑧

購入資料では、令和5年度に浮世絵と巻物の2点、令和6年度には昭和39年の東京オリンピック、ライフル射撃競技のプログラムなど、計4点を収蔵しています。

また、寄贈資料では、令和6年度に日本画家の故池田幹雄氏の作品、計42点を御寄贈頂いています。

質問⑨

何らかの形で、新規収蔵品があるという発信自体はできると思うのですが、検討できないか伺います。

答弁⑨

新たな収蔵資料につきましては、すぐの展示等は難しい面もございますが、ホームページ等で周知につきまして、今後検討していきたいと考えております。

質問⑩

集まってきた資料の利活用について積極的な方針で考えているのか伺います。

答弁⑩

博物館資料は、展示見学のほか、博学連携事業では市内小学校との連携授業での民具の活用など、直接資料に触れていただく機会があります。また、改正博物館法には、資料のデジタルアーカイブ化が明記されており、詳細な仕様自体は示されていないものの、IT機器での利用を前提とした対応が必要になってきます。

現在、博物館では、9万6,000点を超える収蔵資料があります。それらをデジタルアーカイブ化するに当たり、作業機器やソフトの購入費用など、ランニングコスト、予算、作業に従事する人員も必要になりますので、その実施に当たり、関係部署と調整していきたいと考えています。

市民の方が利用しやすいように、資料の調査、保存、展示に今後も努めていきたいと考えています。

質問⑩

朝霞市も今学芸員が少ないと伺いましたが、収蔵品の展示や研究に何らかの支障が出ているのでしょうか、伺います。

答弁⑩

博物館では、現在、美術・工芸分野と民族分野を専門とする学芸員は不在となっていますが、両分野の収蔵資料の保存、管理には特に影響がございません。なお、より企画性、専門性の高い市単独の企画展などの開催につきましては、少し難しい面もございます。

質問⑪

学芸員の方の確保がうまくいっていない事情や背景等があればお伺いします。

答弁⑪

学芸員の確保については、博物館だけではなく、文化財課全体の課題であると捉えています。令和8年4月の市職員新規採用の募集において、事務職の試験職種に学芸員資格が今回追加されました。今後も継続的に学芸員が配属されるよう要望したいと考えています。

質問⑫

デジタルアーカイブ化の推進や人材確保など、単独ではできないことについて、文化庁が行っている博物館機能強化推進事業との連携はされているのでしょうか。

答弁⑫

文化庁の博物館機能強化推進事業は、デジタルアーカイブ化や展示改善策等に取り組む博物館に対し、専門的な人材を派遣する伴走型の支援事業です。事業対象は登録博物館指定施設のみとなっていることから、朝霞市博物館も対象となります。

しかしながら、既に本事業の募集期間は終了してしまして、今後募集が再開され、デジタルアーカイブ化のための課題解決に必要な場合には、事業の応募についても検討していきたいと考えています。

質問⑬

博物館連絡協議会など、埼玉県内の団体との連携というのはどのようなことをされているのでしょうか。

答弁⑬

埼玉県博物館連絡協議会については、県内を北東部、西部、南部、秩父の四つの地域に分けたブロック活動を行っており、朝霞市博物館は西部地域に所属しています。西部地域では、加盟各館の催事の案内の情報発信や、昨年度からは継続事業として加盟25館のミュージアムカードの配布を行っております。

質問⑭

2年後の市制60周年のタイミングで博物館は開館30周年になりますが、節目に何か考えていることがあるか伺います。

答弁⑮

2年後の令和9年には、本市の市施行60周年と博物館の開館30周年が重なる年となります。周年事業に係る企画展等の実施につきましては、現時点では、企画、内容等について具体的に検討しているものではありません。今後につきましては、庁内の状況等を踏まえながら、検討していきたいと考えています。

質問者： 石川 啓子議員（無所属）

質問：教育費の保護者負担軽減について

（1）取組の状況と課題について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

削減した学校の消耗品費はどのようなものか、金額も含めて状況をお伺いします。

答弁①

小・中学校に分けて答弁申し上げます。学校運営事業、需用費のうち消耗品費は、小学校、令和6年度3,503万1,000円から令和7年度2,084万5,000円へ、中学校、令和6年度2,448万2,000円から令和7年度1,394万6,000円へ減額しています。

印刷製本費については、小学校、令和6年度154万円から令和7年度100万3,000円へ、中学校、令和6年度114万8,000円から令和7年度92万4,000円へ削減しています。

特別支援学級事業の消耗品費は、小学校のみ削減をしています。令和6年度149万5,000円から令和7年度145万2,000円となっています。

質問②

学校配分予算について前年と比較してどのような状況なのかお願いします。

答弁②

こちらも小・中学校を分けて御答弁申し上げます。小学校、令和6年度6,314万円から令和7年度4,462万2,000円へ、1,851万8,000円の減となります。中学校、令和6年度4,721万円から令和7年度3,364万1,000円へ、1,356万9,000円の減となります。

質問③

削減に伴う影響をどのように捉えているのか、お伺いします。

答弁③

朝霞市では昨年度、事務作業の電子化による印刷代等の消耗品費削減を見込んで、校務支援システム及び保護者連絡ツール t e t o r u を導入いたしました。その結果、各学校において、これまで紙ベースで印刷をしていた教材、資料等の印刷が大幅に削減されたところです。

さらに、各家庭に配布されていた紙文書は、全てデータでの配信となりました。

また、A I 搭載型すららドリルも導入し、学習教材の在り方自体の見直しも進めています。従来購入していたワークシートやドリルなどをデジタル教材に置き換えることにより、教材費における保護者の負担軽減につながっています。

質問④

保護者負担が増えていることも含めて、どのように把握をしているのか伺います。

答弁④

教育委員会としましては、消耗品費の削減により、学校全体で使用する画用紙などの消耗品の購入が減少していることを把握しています。

一方で、理科実験用のキットや図工の作品など、完成品として児童・生徒が持ち帰るものについては、従来から各家庭に御負担をいただいているところです。

しかしながら、全体で共有して使用する教材や画用紙などの消耗品費については、半紙も含まれると思いますが、各学校に対して、学校予算内で計画的に購入するよう、校長会議等で指示をしていきます。

質問⑤

教材等の備品化についてはどのような状況なのかお伺いします。

答弁⑤

各学校では、学習効果を確保しつつ、できる限り学校備品化を進め、保護者負担を抑える工夫を行っています。例えば、かつては一人一人に購入をお願いしていた算数セットについては、現在は個々での使用頻度が高い一部の教材のみの購入を保護者をお願いし、全体で利用できるものは学校備品として購入しています。

また、理科の実験器具や観察用のループなど共用可能なものは学年単位、学校単位で備品化したり、図工や家庭科の授業で用いる版画用具や裁縫道具につきましても、使う頻度や共有の可否を精査し、可能なものは備品として確保しています。

教育委員会としましては、このような取組によって各家庭への負担を軽減しつつ、教育の質を維持できるよう、引き続き各学校を支援してまいります。

質問⑥

昨年度の保護者からの徴収金額についてお答えをお願いします。

答弁⑥

昨年度の集金額につきまして、学年別の平均を申し上げます。

まず、教材費等につきまして、小学校1年生が1万1,813円、2年生が8,635円、3年生が1万1,747円、4年生が1万1,336円、5年生が1万3,472円、6年生が1万4,630円です。次に、中学校1年生ですが2万2,978円、中学校2年生1万6,888円、3年生1万4,752円です。

次に、校外活動費については、小学校1年が3,582円、2年生3,717円、3年生3,740円、4年生4,599円、5年生4,017円、6年生4,231円となっています。次に、中学校1年生ですが2,893円、中学校2年生及び3年生は、費用が発生する校外活動は実施していません。

修学旅行費は、小学校が2万5,219円、中学校が6万6,145円です。

林間学校では、小学校が5,505円、中学校が3万5,028円です。

P T A会費では、小学校が全学年で1,230円、中学校は1,628円です。

また、中学校では、生徒会費として全学年で1,284円となっております。

そのほか、卒業アルバム代が小学校で1万1,105円、中学校で9,504円。また、中学校のうち、3校において卒業DVDを作成しており、その平均が2,877円となっているほか、柔道着は4,320円となっています。

質問⑦

入学準備に係る保護者負担の実際にかかる額を、分かる範囲でお伺いします。

答弁⑦

令和6年度の入学準備における保護者負担金の主な項目について申し上げます。

入学準備品については、学校によって必要となる物品などは異なりますので、ここでは一例として、学用品費等を取り扱っている販売業者のパンフレットに掲載されている税込み金額を申し上げます。

小学校では、通学帽子1,210円、防災頭巾5,665円、上履き1,815円、体育着の上が2,200円、体育着の下が2,145円、紅白帽子が630円、体育着の袋が430円です。

中学校では、男子制服の上下3万9,620円、ワイシャツ2,980円、女子制服上下4万6,740円、女子ブラウス2,900円、ネクタイ2,070円、体育着の上が3,000円、下が3,800円、上履き兼県体育館履きが3,850円、ジャージの上が5,500円、下が5,200円です。

質問⑧

来年度に向けての単価の引上げ等について、国の動きを伺います。

答弁⑧

国の令和8年度予算、概算要求における支給単価の現段階の引上げ項目について

は、学用品費を小学校が1万1,630円から3万2,490円へ、中学校では2万2,730円から3万4,360円へ引き上げ、次に、新入学学用品費を、小学校が5万7,060円から9万1,600円へ、中学校では6万3,000円から10万1,000円へ引き上げ、また、修学旅行費につきましては、小学校が2万2,690円から2万6,370円へ、中学校では6万910円から6万5,280円へ引上げとのことです。

本市においても、国の要保護児童生徒援助費補助金の単価引上げに伴い、就学援助費の対象費目について、来年度予算へ向けて予算要求を行ってまいります。

質問⑨

生活保護世帯の卒業アルバム代の扱いをお伺いします。

答弁⑨

生活保護世帯の児童の卒業アルバム代ですが、生活保護ですと教育扶助等がございますが、そういった制度の中で卒業アルバムは対象となっていないので、保護費の中で工面していただいているものと考えています。

質問⑩

卒業アルバムを教育扶助の対象に追加していただきたい。いかがでしょうか。

答弁⑩

直近ではオンライン学習通信費を、令和5年度より新たな費目として追加したところですが、今後についても、引き続き社会情勢や本市の財政状況等を踏まえ、判断したいと存じます。

質問⑪

生活保護基準の1.3倍という基準の引上げそのものを考えていくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

答弁⑪

本制度における認定要件のうち所得要件では、前年度所得が生活保護基準の1.3倍以下の場合に認定としております。

その他では、市税や年金保険料の減免、児童扶養手当の受給、生活福祉資金の貸付けを受けられている場合にも認定となることから、現在、基準の緩和は検討していませんが、社会情勢のほか国や県などの動向に注視しつつ、適切な支援ができるよう努めてまいります。

質問⑫

生活保護世帯の修学旅行の費用は、就学援助制度で実費が後から支給されるものの、事前の負担がないように検討をお願いしたい。いかがでしょうか。

答弁⑫

修学旅行や林間学校に係る就学援助費の支給については、本市では、支給額に上

限を設けず、保護者が実際に負担した費用に応じた額としていることから、各行事でかかった費用を実施後に確認の上、支給としております。そのため、現状においては事前の支給は困難であると考えています。

本行事に係る費用の集金については、学校によって異なっているところもあります。保護者から旅行業者への直接支払いのほか、学校へ来校される際に、1回または2回で集金するなど、学校の状況に応じて実施しているところです。

質 問：子どもたちの居場所づくりについて

(1) 取組の状況と今後について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

公民館では子ども達の居場所づくりにどう取り組んでいるか、伺います。

答弁①

公民館では、夏休み中のサイエンスキッズを中央公民館で実施しているほか、東朝霞公民館の子どもふれあい広場、北朝霞公民館のわんぱくキッズランド、内間木公民館のこどもランドなど、年間を通じて小学生や保護者を対象にした様々な講座を開催しています。

また、西朝霞公民館のレッツ・チャレンジ子ども広場では、夏休み期間中に体育室を開放し、ボールやビッグバドミントンなどの遊具を貸し出して、自由に遊べる場を提供しています。

そのほか、平日の夜間や土日、長期休暇中に、中学生や高校生に向け、ロビー等を学習スペースとして提供しています。混雑時には予約の入っていない部屋を使っただけなど、青少年の皆さんにとっても利用しやすい施設となるよう、柔軟に対応しているところです。

質問②

ロビーでカードゲーム禁止となっていないか。以前は公民館の図書室で長時間の自習はできなかったが、今の対応はどうなっているのかお伺いします。

答弁②

地区公民館のロビー等の利用に際しての制限等ですが、地区公民館を含めた公民館では、お子さんがロビーを利用するに当たり、特に制限していることはありません。お子さんがロビーで駆け回ったり階段を使って遊んでいる場合には、ほかの利用者とぶつかる危険性や、けがにつながる恐れがありますので、その場合には職員からお話しさせていただいています。

長時間の自習等の制限等については、現在そのような制限は設けていません。

質問③

放課後子ども教室は、六小、八小以外でプログラム提供型で実施していますが、夏休みの開催日数を増やせないか、お伺いします。

答弁③

プログラム型の放課後子ども教室における開催日数の増加につきましては、教室等の準備やスタッフの確保といった課題もありますので、今後の課題として捉えていきたいと考えています。

質問④

夏休みの居場所提供型での日数増というのはできないのか、お伺いします。

答弁④

夏休み期間中に、第六小学校と第八小学校に加え、居場所提供型の放課後子ども教室を開設することについては、教室を準備するための学校との調整や見守りスタッフの確保、また、財政状況などの課題もありますので、今後の展開の中で判断したいと考えています。

質問⑤

学校内でのプレーパークを開催についてはどのようにお考えでしょうか。

答弁⑤

校庭にプレーパークを設置するため学校には、校庭を管理する学校の理解や、プレーパークのノウハウを持つ団体との調整が必要になりますので、先進市の事例等を今後調査研究したいと考えています。

質問⑥

先進地の取組というのはどのように把握をされているのか伺います。

答弁⑥

先進市の取組として、東京都昭島市の小学校にお聞きしたところ、児童の自主性が養える取組として、校庭へのプレーパークを設置したとのことでした。また、プレーパークの設置に係る費用については、東京都の補助金を活用したほか、校長、教員及び保護者が定期的集まるなど、元校長先生や地域の団体にも加わっていただきながら、今後、事業が継続されるよう話し合いを重ねていると伺っています。

質問⑦

教育委員会として、子ども達の居場所づくりとしての関わりをどのように考えているのか伺います。

答弁⑦

学校プレーパークについては、昭島市の光華小学校でやっていて、これは校長先生のアイデアで始めたということですが、学校で課業日の時間にプレーパークを行

うというのは、教育課程上どこに位置づけるかという難しいところもあります。

ただ、夏休み等に子ども達の居場所として校庭をプレーパークとして開放するということは、担う大人がどうなるかということもありますが、例えば移動式のプレーパークの方々に御協力いただいて、そういうことができればということで、今後検討してみたいと思います。

質問者： 外山 麻貴議員（無所属）

質 問：六小、八小でスタートした放課後子ども教室の運営について

（１）これまでの利用実態、夏休みの状況について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

六小、八小それぞれの登録者はどこまで増えているのか、お伺いします。

答弁①

放課後子ども教室の登録状況を学校別に申し上げます。令和７年８月末現在で、第六小学校は３月が１１０人、４月が２３人、５月が２５人、６月が１３人、７月が２０人、８月が３人、合計で１９４人。第八小学校は３月が７５人、４月が１６人、５月が１１人、６月が１２人、７月が１４人、８月が３人、合計１３１人です。

質問②

夏休みの利用状況はどうなっているか伺います。

答弁②

夏休みの利用状況を学校別に申し上げます。第六小学校は１８日間の開室で延べ１，１８８人、１日当たりの平均利用児童数は６６人でした。次に、第八小学校は１９日間の開室で延べ８２３人、１日当たりの平均利用児童数は４３．３人でした。

質問③

夏休みに開室していなかった期間と日数をお伺いします。

答弁③

夏休みのうち、放課後子ども教室を開室しなかった期間は、学校閉庁日の８月４日から１６日の９日間に加え、第六小学校については、施設整備工事が行われた１日間がございます。

質問④

六小より八小のほうが少ない利用率になっている、その違いは分析されているか伺います。

答弁④

第六小学校と第八小学校の平均利用児童数が異なる要因ですが、委託事業者と意見を交わしましたが、第六小学校は低学年の利用が多く、第八小学校は高学年の利用が多い状況以外、今のところ具体的な要因は把握できていません。

質問⑤

予約がないのに当日来たケースはあったか、それにどう対応したのか、伺います。

答弁⑤

事業開始時は、予約のない児童が来室した場合、保護者への説明をした後、受入れを行っていました。現在は、予約人数に応じた人員配置を行っていることから、予約のない児童には下校を促しております。

質問⑥

夏休みに校庭を利用するときに、放課後児童クラブの児童と学校から帰ってきた児童の見分けをつけるため、どう対応されたのでしょうか、伺います。

答弁⑥

放課後子ども教室の児童が体育館や校庭など教室以外の場所で過ごす際、ビブスを着用し、放課後子ども教室のスタッフが見分けられるように対応しています。

質問⑦

けがや事故などの報告は今までなかったのか、お伺いします。

答弁⑦

これまでに、体育館で発生した事故が3件ございました。事故の概要ですが、児童同士の接触による眼鏡のゆがみ、バスケットボールを利用した児童の突き指、バレーボールの衝突による照明カバーの一部の外れなどがございます。いずれの事故も、保護者や学校へ報告するとともに、けがを負った児童の保護者に報告をしましたが、病院等への受診はせずに、大事には至っておりません。

質問⑧

夏休み、長い期間1日預かるということで、工夫した点などを教えてください。

答弁⑧

夏季休業期間中のプログラムについては、委託事業者が運営している放課後児童クラブとの交流事業として、うちわの作成や夏まつり、プラネタリウム鑑賞を実施するほか、キーホルダー等の工作や体育館でドッジボールを行うなど、様々なイベントを実施しています。

質問⑨

夏休みを通じて、課題と感じた点を伺います。

答弁⑨

夏季休業中の課題としては、自宅から登校する際の熱中症予防や持参したお弁当

の取扱いがあります。普段以上に水分摂取を促すほか、お弁当はクーラーの効いた教室で保管するなどの対応を図ったことで、利用していただくことができました。

今後については、日の入り等が早くなることから、一人帰りの児童の帰宅を早めに促す等、開室時間の変更等もありますので、そういった部分を保護者に周知したいと考えています。

(2) 今後の検討課題について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

放課後子ども教室利用は希望日の2週間前までに予約が必要とか、定員が100名までというところで利用が進まないのでは。条件の緩和はできないか伺います。

答弁①

利用希望日の予約については、児童数に応じた支援員を事前に確保するとともに、定員を超過した場合に抽せんを行う必要があるために設けています。

利用方法の見直しに関しては、保護者の方からも御意見をいただいていますので、子ども達の居場所としての安全性に留意しつつ、利用しやすい制度へ見直しを行いたいと考えています。

質問②

保護者の方の御意見というのはどのような御意見なのでしょうか。

答弁②

2週間前の予約に際して、保護者の方の予定と合わないといった部分です。あと、定員があると、それが心理的な要素にもなるというような御意見を頂戴していますので、今後そういった部分を含めて、見直しを進めていければと考えています。

質問③

放課後子ども教室実施校について8月に実施した保護者及び児童向けのアンケート調査結果の概要についてお伺いします。

答弁③

アンケート調査につきましては、第六小学校と第八小学校に通う全ての児童の保護者に対して行っています。実施期間は、8月22日から9月5日まで実施をしまして、回収率としましては11.3%でした。

アンケート調査の分析はこれからになりますが、現時点で把握している内容としては、回答者のうち9割の方が放課後子ども教室の事業開始を知っていると回答いただいていて、実際に放課後子ども教室を利用していない理由としては、放課後児童クラブに通っている、あるいは習い事に通っている、子どもが自宅で過ごすこと

ができていたというような回答がありました。

また、2週間前の予約、抽せん等、そういったものが利用を控えているというような回答もありました。

質 問：朝霞市建物系公共施設マネジメント実施計画（第2期）について

（1）北朝霞公民館と朝志ヶ丘市民センターの修繕と長寿命化改修計画について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

北朝霞公民館が令和6年度に空調設備改修工事を行った際、雨漏りの改修工事を一緒にやらなかった理由を伺います。

答弁①

令和6年2月頃から、北朝霞公民館2階講堂及び会議室に雨漏りが生じたため、専門事業者に調査を依頼した結果、応急措置では対応できないとの診断があり、屋上防水改修工事が必要となりました。補正予算を計上することにより、令和6年度に実施する予定であった空気調和設備改修工事と併せて同時期の施工を検討しましたが、財政状況等を考慮し、令和7年度の事業とした経緯がございます。

質問②

令和6年度の北朝霞公民館空調の工事と今年度の防水改修工事、工期と費用は幾らなのか、まとめて施工したほうが負担減になると思うのですが、どのように考えて分けて工事したのでしょうか。

答弁②

北朝霞公民館空気調和設備改修工事について、工期は令和6年6月1日から令和7年3月14日まで、契約金額は2,178万円です。

次に、北朝霞公民館屋上防水等改修工事について、工期は令和7年9月9日から令和8年3月13日までで、契約金額は1,637万9,000円です。

空気調和設備改修工事と屋上防水改修工事を併せて同年度に施工することは、利用者への影響を最小限に抑えることができるため、庁内関係部署と調整を図りましたが、財政状況等を考慮するとともに、屋上防水改修工事については休館する必要があることから、2か年度に分けて施工することとしました。

質問③

工事期間中駐車場が使えなかったり、足場をもう一回組んだりする。雨漏りを後回しにする間に腐食が進むと思うのですが、その辺は考えなかったのですか。

答弁③

工事につきまして、1回で施工した場合の効果等について、細かな検証まではで

きなかったのですが、ただ、現場の雨漏りの状況とか館を管理する上での課題、あるいは利用者の声、そして庁内における調整結果を踏まえまして、最終的には令和7年度の事業として判断いたしました。

質問者： 田辺 淳議員（無所属）

質問：共に学び、共に育つ環境の整備を-共生社会をどう志向するかについて

（１）子ども中心の学習・生活環境をどう作るかについて

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

まだ子ども中心の学習、生活環境になっていないのではないかという視点で、伺います。

答弁①

子ども中心の学習・生活環境の整備については、第一に子ども一人一人の学びの特性や発達段階を踏まえ、多様な学習スタイルに応じられる柔軟な教育環境を確保することが重要であると考えています。朝霞市では、新時代の学校教育を念頭に、教え込み型教育や正解主義からの脱却を図るべく、学びを子どもに委ねる教育を推進しています。そのため、子ども一人一人のよさや可能性を大切に、児童・生徒が主体的に学びを深められるよう授業改善を進めるとともに、ICT機器や図書館などの公共施設や民間企業といった地域資源の活用を通し、産学官民が連携して学びの意欲を高め、探求的な学習を進められるよう、各学校を支援してまいります。

質問②

学校の中で子ども達に対して、今の戦争、あるいは国際紛争の問題に関して何か議論をする、あるいは考えさせる機会があるのか伺います。

答弁②

学校教育においては、人権教育、平和学習は大変重要だと思っていますし、今現在社会で起きていることについても、子ども達が自分達の課題として捉えてそれを学んでいくということは重要だと思っています。探求的な学びという中で、子ども達が世界の置かれている状況等についても目を向けながら、自分事として考えていけるような教育を進めたいと思っています。

質問③

道徳の研修などを先生方も行っていると思いますが、今の現実世界をちゃんと見た研修を行っているのか、必要ではないか伺います。

答弁③

道徳につきましては、年間指導計画に基づき、内容項目の中にも、自分のことをしっかり考える、他者のことを思いやる、そういったものの中で適宜触れています。また、ニュース、出来事を子ども達自身に発表させて、その中で短時間で議論を深めるようなことも行っています。例えば学級担任でしたら、毎朝子ども達と朝の会等で話をする際に、今日のニュース、出来事を子ども達自身に発表させて、そこで短時間で議論を深める中で、世界の平和を考えることに取り組んでいる学級があると聞いています。

夏休みに予定されている研修等がありますが、その中には人権教育だったり、探求的な学びを深める研修を行っている中で、そういった世界の平和に関して考える機会があると捉えています。

質問④

室温の調査に関して、冷房は入ったが廊下にはない、高い階数に上がるほど冷房は効かないという事態もあると思いますが、状況の調査をしていますか。

答弁④

猛暑が続く中で、学習環境が整っているかというお話だと思いますが、定期的に調査を行っています。ただ、時間帯によって、あるいは太陽が出ている、曇りになっているという状況にもよっても大分違ってきますので、適宜子ども達の学習環境が整うよう、学校を注視しているところです。

質問⑤

暑い状況で働いている方は給食配膳員、調理員以外にもいると思いますが、どのような御認識ですか。

答弁⑤

学校には子ども達の登下校を見守る交通指導員や、暑い中で学校の環境整備に携わっている用務員の方もいらっしゃいます。そういった方々が安心して働けるような形で、随時管理職からお声がけをしたりだとか、御本人と面談を通して勤務の状況等も聞きながら、こちらから配布しているものもあるところではございますが、なかなかこの猛暑でございますので、健康面に最大面配慮しながら、学校で働く方々の管理のほうはしっかりとしていきたいと考えています。

質問⑥

子ども達以外の方も保健室を使えるということでもいいですか。

答弁⑥

学校保健室につきましては、随時利用できるような状況になっております。

質問⑦

授業中にトイレに行ける、水を飲める、こういった部分に関しては統一的な対応

をされているのか伺います。

答弁⑦

水分補給に関しましては、特に細かい規定というルールは設けてございませんが、適宜水分補給ができるような形で指導しております。

質問⑧

体育の授業で水分補給をするということに関して、昔のように先生によっては禁じることはないということでしょうか。

答弁⑧

そういったことはもう一切ございません。現在は授業中も、体育の授業に限らず、例えば校庭で観察をするようなときにも、子ども達は水筒を持って授業場所に行き、適宜水分補給ができるような形で進めております。

質問⑨

朝食をしていない子どもはどれぐらいの率でいるのか、そういう子ども、保護者には、どういう対応を今されているのか。

答弁⑨

朝食をどのぐらいの子どもが食べてきているか、あるいはできていないかという数字は持ち合わせていないですが、食育の中で朝御飯を食べることは大変重要であると。朝しっかり食べてきて、1日健康に過ごそうということは、学校教育の中で随時子ども達に指導しているところです。

(2) 地域で健康に暮らし続けるために-生涯学習・スポーツ施設の今後について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁(要旨)

質問①

地域の中で生活し続ける環境をどう維持するのかという、その視点で今後の考え方、現状と課題を伺います。

答弁①

コロナ禍を過ぎ、生涯学習施設の利用者は、施設ごとに違いはありますが、中央公民館や総合体育館は増加傾向にあります。そのような状況の中、多くの市民の方に公民館を利用していただくため、以前議員から御提案がありました会議室等をパーティションで区切るという取組も一つの方策であると考えています。こちらにつきましては、各公民館の大規模改修の際に、利用者の御意見を伺いながら、使い勝手のよい部屋を提供できるよう調査したいと考えています。

質問②

パーティションについて、大規模修繕に併せてという話ですが、もっと簡易的な

対応が必要ではないかと思いますが、その点を確認します。

答弁②

簡易的なパーティションの活用は現在行っておりませんが、近隣市等の取組を調べてみたいと思います。

質問③

公園のテニスコートの部分を広く市民が使えるような形に変えて、テニスコート運動ができる方たちは別の場所に移動していただいてはどうですか。

答弁③

滝の根テニスコートにつきましては、市街化区域内に立地しているため、土地の借り上げ料を含めた維持管理費が高いことは認識しておりますが、施設の利用率が比較的高い、また広場が地域の方の交流の場にも活用されていますので、引き続き活用していきたいと考えております。

質問④

溝沼の子どもプールに関して今どういう状況で、今後どうしようとしているのか確認します。

答弁④

溝沼子どもプールは、施設の設置から37年が経過し、老朽化が進む設備等を維持するための予算の確保といった部分が課題となっています。その一方で、近隣市の屋外型プールについては、様々な理由により運営を取りやめている例も見受けられますので、今後、施設を維持するための状況を注視しつつ、今後の施設運営については将来的な課題として捉えていきたいと考えています。

(3) 子育て、教育に関わる人の現状と課題を問うについて

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

朝霞市の委託業者の下で働いている人たちの賃金に関して掌握し、賃金アップを求めていく必要もあるのではないかと伺いたい。

答弁①

本市の小・中学校におきましては、正規教職員をはじめ、臨時的任用教職員やスクールサポーター、低学年補助金、特別支援学級補助員、さわやか相談員、サポート相談員、スクールカウンセラーなど、様々な雇用形態の方々が子ども達の教育活動を支えております。また、地域ボランティアや保護者の方々による読み聞かせや登下校の見守り活動など、学校と地域が一体となった取組を進めているところでございます。こうした多様な人材の参画により、授業の充実や個別支援の拡充、さら

には児童・生徒の心のケアの充実が図られております。

また、多くの教職員が取り組めるようなオンライン研修や年度当初に行われる会計年度任用職員の参集型の研修などを通して、教職員の資質能力の向上に向けた取組も計画的に進めているところです。

一方で、地域資源の活用に向けたサポート体制の構築をますます充実させていくことが急務であると捉えています。今後も教育委員会と学校が一体となって、それぞれの役割を生かしながら共同できる環境を整え、子ども達に切れ目のない支援を届けられる体制を強化していきます。

質問②

委託事業者が提案をしてきた金額と、働いている方たちが実際にもらっているお金が市の側として設計した金額なのか、確認が取れているかを伺います。

答弁②

生涯学習部では、放課後子ども教室の委託事業がございます。そちらについても、確認等を検討したいと思います。

質 問：市政運営の今後について

(1) 評価指標の改善等、各種企画の課題と進行管理を問うについて

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

評価指標の改善、あるいは各種計画の課題と進行管理について伺います。

答弁①

教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、毎年前年度の実施した市の総合計画基本計画に位置づけた教育行政の諸施策につき、その実施内容と点検評価を実施しています。評価の実施に当たり、教育に関して学識経験を有する方の知見を活用し、その後いただいた意見を踏まえて、その評価結果に関する報告書を作成して公表しています。

教育長報告事項

令和7年度「いじめ防止月間」における各学校の取組について

1 共通の取組

- (1) 「心と生活アンケート」(小学校5・6年、中学校1・2・3年対象)を、「いじめ防止月間」(10月、11月)の期間中にすべての小・中学校で実施する。また、小学校の1年生から4年生に対するアンケートについても、学校ごとに実施するようにしている。
- (2) 相談できる学校及び専門機関の一覧表「ひとりでなやまないで」を期間中に全小・中学校で配付する。
- (3) 全ての学校において、校長の指示・伝達や文部科学省等の資料を使って校内研修などを実施し、いじめの未然防止や早期発見・早期対応について、意識を新たに取り組んでいる。
- (4) 「学校いじめ防止基本方針」を策定し、各学校のホームページで公開している。
- (5) 全校集会の校長講話や学校だより等で、いじめ防止に関わる内容を扱う。
- (6) 人間関係を豊かにすることを目指した特別活動の授業、いじめ問題を考えさせる道徳の授業に取り組む。
- (7) 生徒指導委員会や教育相談部会等を組織し、情報を共有している。

2 各小中学校の主な取組

朝霞第一小学校

- ・ 自校アンケートを年4回、全学年で実施した上で、指導を行う。アンケートの結果は、各担任が保管し、指導したこと等の記録がわかるようにしておく。

- ・クラスの生活目標（毎月、クラスで話し合い、クラスの生活目標を決めている）のテーマをいじめ防止とする。
- ・学校だよりで、いじめ防止月間に関する内容を掲載し、保護者や域住民等に対する啓発活動を行う。

朝霞第二小学校

- ・いじめ防止標語を全校児童から募集し、良いものについては、生活委員に協力を仰ぎ、児童集会で紹介する。また、それらを校内や地域に向けて外のフェンスに掲示することで、いじめ防止月間以外の期間であってもいじめ防止への意識を高める。
- ・各教員が日常的に児童間トラブルを専用フォーマットに記録し、生徒指導委員会でいじめにつながる行動等について報告を行う。
- ・個人面談週間（12月）を活用し、家庭と連携する。

朝霞第三小学校

- ・教育相談日の設定および実施（年6回）。
- ・SNSの使い方と注意点について懇談会で説明、資料の配布。
- ・いじめ防止運動「三小なかよし宣言」の実施（全校児童、各クラスの宣言の掲示と校内放送）。
- ・いじめ防止基本方針の見直しとその具現化（いじめ防止に向けた学級づくり、教師の言動・姿勢の確認）。

朝霞第四小学校

- ・気になる児童の様子についての記録の様式を整え、全職員が確認できるようにする。記録は蓄積し、進級時は引継ぎ資料としても活用する。
- ・学級担任、学年教員、管理職等の連携を密にし、組織的な対応を行う。

- ・ 中学校と連携し、児童生徒の情報や家庭の様子等について共有する。

朝霞第五小学校

- ・ 心のアンケートの実施。(学期ごと全学年対象)
- ・ ネットいじめに関する研修・タブレットの使い方とルールの共通理解。
- ・ いじめを受けた児童、いじめをした児童への指導やその保護者への助言や支援をするための校内体制の整備と保護者との連携。
- ・ 生徒指導記録フォルダの作成・蓄積等を行い、指導情報を適切に引継ぐ。

朝霞第六小学校

- ・ 「六小いじめ撲滅スローガン」を全校児童が投稿し、校内に掲示する。
- ・ 代表委員会によるいじめ撲滅運動(いじめ撲滅リーフレットの作成、ハッピータイムの導入、放送による呼びかけ)の実施。
- ・ キャリア教育の充実。
- ・ ホームページの充実など外部への積極的な情報発信。

朝霞第七小学校

- ・ 「1人1人が楽しく学校生活を送るために守ってほしいこと」、「いじめを許さない」、「命の大切さ」について、生活目標と合わせて校長講話を行う。
- ・ 児童一人一人に日頃から目を向けることで、些細な変化にも気が付けるようにする。また、生活アンケートを活用し、児童の様子で気になる点が見られた場合、直ちに対応できるようにする。(案件報告シート等)
- ・ 「生活(いじめ)アンケート」を実施し、個に応じた教育相談を行う。併せて教育相談日(学期1回)を設定し、保護者との連携を図る。

朝霞第八小学校

- ・学校生活アンケート（月2回）の実施後には、児童1人1人と対話する時間を設ける。
- ・今後の指導に生かすことができるようにアンケートは複数年保存とする。
- ・生徒指導部会を中心に、情報収集を行い、正確・丁寧に学校全体の様子を複数の教職員で把握する。児童の成長・発達を促したり支えたりする意図でなされる働きかけが生徒指導であるという明確な自覚を持ち、適切に指導にあたる。

朝霞第九小学校

- ・クラスごとにいじめの防止・撲滅に関する宣言ポスターの作成をし、各学年の廊下に掲示する。
- ・「心の生活アンケート」（校内作成）を1～4年生にて実施する。
- ・代表委員によるいじめ防止についての校内放送を実施する。

朝霞第十小学校

- ・「あいさつ運動」を委員会ごとに行う。各学級から挨拶標語を募集、掲示することで気持ちの良い挨拶習慣を身に付け、児童の心を明るく照らす。
- ・特別活動で「仲良し宣言」を学級ごとに考え、ホールに掲示する。
- ・管理職や教職員による他学年・他学級との関わりの機会を増やし、担任だけでは見落としてしまうような些細なことを把握し、適切に対応する。

朝霞第一中学校

- ・生徒会主導で「いじめ撲滅運動」を実施し、行動宣言を廊下に掲示して、その成果や今後の課題について全校で共有することで、生徒の自治力を活性化させる。

- ・NINO（認知能力検査）、Q-U（よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート）を実施し、生徒一人ひとりに対する理解を深める。
- ・全生徒を対象に二者面談を2回実施する。

朝霞第二中学校

- ・生徒会本部を中心に「オレンジリボンキャンペーン」を実施する。
- ・学力状況調査などを分析し、各教科で研究を推進しながら、日々の授業で実践する。ICTの効果的な活用や、指導法の工夫で意欲を高め、楽しい授業、分かる授業を実践する。
- ・月に一度、生徒指導委員会を実施し、各委員会が生徒主体による活動が積極的にできるよう支援していく。
- ・「花を育て心を育てる」栽培活動の取り組みを教師・生徒が一体となり、校内の環境づくりに努める。

朝霞第三中学校

- ・「教科の指導と生徒指導の一体化」を目指した、魅力ある授業づくりにより生徒の自己肯定感や共感的な人間関係の形成を支援する。
- ・小中連携事業において、小学校、中学校相互に授業観察をおこない、児童生徒の実態を把握し、指導に生かしていく。
- ・欠席に係わる様態の確認や学校での様子等、気がかりなことは早めに家庭へ連絡し、実態を把握することで、保護者と共に対処策を検討する。

朝霞第四中学校

- ・毎月、生活アンケートを実施し、いじめや悩みの早期発見に努める。
- ・さわやか相談室による積極的な相談活動を実施する。
- ・各委員会の積極的な活動を促すため、月1回の生徒指導委員会において活

動内容の精査を行い、生徒の活動に還元する。

- ・学力状況調査などを分析し、各教科で研究を推進しながら、日々の授業で実践する。

朝霞第五中学校

- ・道徳の時間等に、人権感覚育成の授業を実施する。
- ・生活委員長による「いじめゼロ宣言」を行い、全校生徒が「私は〇〇します」と宣言カードを記入する。
- ・心と体のアンケートを月1回実施し、いじめの早期発見・解決に努める。
- ・生活記録ノートを、各クラス毎日確認し、悩み事やいじめの相談を教師が察知した際には、ただちに教育相談・生徒指導につなげる。

令和7年度全国学力・学習状況調査について

1 調査期日 令和7年4月17日（木）

2 調査の目的

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

3 調査対象 国・公・私立学校の以下の学年の原則として全児童生徒を対象とする。
小学校第6学年、特別支援学校小学部第6学年
中学校第3学年、中等教育学校第3学年、特別支援学校中学部第3学年

4 調査内容

（1）教科に関する調査 小学校 国語・算数・理科

中学校 国語・数学・理科

・出題範囲・・・小学校第5学年、中学校第2学年までに含まれる指導事項を原則とする。

・出題内容・・・①身に付けておかなければ、後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において、不可欠であり、常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能等について問う内容。
②知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立てて、実践し、評価・改善する力等を問う内容。
上記の2点を、一体的に問う問題が出題されている。
また、調査問題は、新学習指導要領が求める育成を目指す資質・能力を踏まえ、それを教育委員会や学校に対して、具体的なメッセージとして示す内容となっている。

（2）質問調査 学習意欲・学習方法・学習環境・生活の諸側面等

（3）学校質問 学校における指導方法に関する取組や学校における人的・物的な教育条件の整備の状況等

5 各教科の主な設問

（1）国語

学習指導要領に示されている〔知識及び技能〕、〔思考力、判断力、表現力等〕の内容に基づき、全体を視野に入れながら中心的に取り上げるものを精選して出題して

いる。小学校で出題されていた問題は、

- ・【話し合いの記録】の書き表し方を説明したものとして適切なものを選択する
- ・【ちらし】の文章の構成の工夫を説明したものとして適切なものを選択する
- ・【ちらし】の中の一文を、【調べたこと】を基に詳しく書く問題、
- ・言葉の変化について、自分が納得したこととその理由をまとめて書く

などが出題されていた。

中学校では、

- ・文章中の事象や行為を表す語句の意味として適切なものを選択する
- ・発表の内・容をより分かりやすく伝えるためのスライドの工夫について助言する
- ・手紙の下書きを修正し、修正した方がよいと考えた理由を書く
- ・物語の構成や展開による効果について自分の考えを理由とともに書く

などの問題などが出題されていた。

(2) 算数・数学

学習指導要領における、「数と式（計算）」、「図形」、「測定」、「変化と関係」、「データの活用」の各領域に示された指導内容をバランスよく出題している。小学校では、

- ・ $0.4 + 0.05$ について、整数の加法で考えときの共通する単位を書く
- ・方眼上の五つの図形の中から、台形を選ぶ
- ・10%増量した詰め替え用のハンドソープの内容量が、増量前の何倍かを選ぶ
- ・都道府県Aのブロッコリーの出荷量が増えたかどうかを調べるために、適切なグラフを選び、出荷量の増減を判断し、そのわけを書く

などの問題が出題されていた。

中学校では

- ・一次関数 $y = 6x + 5$ について、 x の増加量が2のときの y の増加量を求める
- ・連続する三つの3の倍数の和が、9の倍数になることを説明する
- ・Aの手元のカードが「グー」、「チョキ」、「パー」、「パー」の4枚、Bの手元のカードが「グー」、「チョキ」の2枚のとき、AとBの勝ちやすさについて確率を用いて説明する
- ・A駅から60.0 km地点につくられる新しい駅までの運賃がおよそ何円になるかを求める方法を説明する
- ・平行四辺形になるための条件を用いて四角形が平行四辺形になることを証明する

などの問題などが出題されていた。

(3) 理科

小学校では学習指導要領に示された目標及び内容に基づき、「A物質・エネルギー」、「B生命・地球」の二つの内容区分から、バランスよく出題している。

- ・赤玉土の粒の大きさによる水のしみ込み方の違いをまとめたわけについて、結果を基にして書く
- ・乾電池2個のつなぎ方について、直列につなぎ、電磁石を強くできるものを選ぶ
- ・ヘチマの種子が発芽する条件を調べる実験において、条件を制御した解決の方法を選ぶ
- ・水の温まり方について、問題を解決するために適切な方法を検討し、その方法を書く

などの問題が出題されていた。

中学校では学習指導要領における第1分野の「エネルギー」を柱とする領域と「粒子」を柱とする領域、第2分野の「生命」を柱とする領域と「地球」を柱とする領域からバランスよく出題することとした。調査問題作成の枠組みについては、「知識」、「技能」、「分析・解釈」、「構想」、「検討・改善」の視点から整理していた。

- ・ストロー笛をつくり、音について科学的に探究する（「エネルギー」を柱とする領域）
 - ・ドライアイスの中で燃焼するかどうかを科学的に探究する（「粒子」を柱とする領域）
 - ・スケッチの有用性について考える（「生命」を柱とする領域）
 - ・身近な地域の大地の変化について科学的に探究する（「地球」を柱とする領域）
- などの問題が出題されていた。

教育長報告事項

令和7年度あさか教師塾夏季研修会について

- 開催日
8月20日(水) 8月27日(水)
- 場 所
朝霞市立朝霞第六小学校 朝霞市民会館ゆめばれす
- ねらい
研修会を実施することにより、教職員等の資質・指導力の向上を図るとともに、本市教育の充実と発展に資する。
- 日程及び内容

令和7年8月20日(水)

日時・場所・担当		詳 細
9:30 ～ 11:00	『総合的な学習の時間』 担当：齋藤 古保	内 容 ゼロから始める総合的な学習の時間！探究的な学び！？子どもから始まる授業デザイン！？今更聞けない基礎基本と一緒に学びましょう！ 指導者 朝霞市教育委員会 齋藤 実紀 指導主事
	『生徒指導・学級経営』 担当：三宅 親松	内 容 学級経営や児童理解、生徒指導の基本について学びます。学級目標の作り方から、誰1人取り起こさない学級経営について学びます。教育技術オンライン等でも執筆されている稲垣教授の講義は必見です。 指導者 東松山市教育委員会教育長職務代理者 城西国際大学兼任講師 稲垣 孝章 教授
13:30～ 15:00	『国語科』 担当：倉林 蛭原	内 容 児童生徒のワクワクを創る ～探求の入口は魅力のあるプロジェクトから～ ・ワクワクプロジェクトづくり ・ワクワク言語活動づくり (小・中学校対象) 指導者 朝霞市教育委員会 倉林 大輔 指導主事
	『外国語科』① 担当：古保 齋藤	内 容 信頼のプロから学ぶ“これからの外国語授業” ～教育長推薦講師による現場直結型外国語研修～ (中学校対象) 指導者 前蓮田市立蓮田中学校長 青野 保 教諭 (元埼玉県英語教育研究会会長)
	『特別支援教育』 担当：齋藤 三宅	内 容 ・通常級におけるインクルーシブ教育について学ぶ (小・中学校対象) ・子どもたちの「できる」を広げる特別支援教育コーディネーター研修 特別支援教育コーディネーター研修を兼ねていますが、通常学級の先生方にも今すぐ役立つ内容です！ 指導者 和光南特別支援学校 特別支援教育コーディネーター 森木 麻菜美 教諭 「ことばときこえ」通級指導教室 徳田 初穂 教諭、星 明日香 教諭、鎌田 葉子 教諭
15:15～ 16:45	『外国語科』② 担当：古保 齋藤	内 容 外国語指導に自信がつく！～Let's try! “教えるが楽しい”へ～ 授業設計と実践例のポイント講座 (小学校対象) 指導者 朝霞市教育委員会 古保 麻衣 指導主事 朝霞第七小学校 入江 智子 教諭、ALT ロバート ウィルソン
	『体育科』 担当：蛭原 倉林	内 容 マットで身に付けさせたい「感覚」って何だろう？感覚づくりの運動を「知る」「見る」「する」ことをとおして、実際の授業で生かせそうな運動の扱い方、適切な声のかけ方などを学びます。先生方が「動きができる」ではなく、「動きのねらいがわかる」ことを目指します。体育に苦手意識のある方も含め、参加をお待ちしております。 (小学校対象) 指導者 朝霞市教育委員会 蛭原 康平 課長補佐

令和7年8月27日(水)

日時・場所・担当		詳 細
9:30 ～ 11:00	『算数・数学科』 担当：親松 倉 林	内 容 算数・数学が「わかる」喜びを！授業の基礎的なところから、子どもたちの「できた！」を増やす授業デザインと一緒に学びませんか？先生も楽しさを広げていきましょう！ 指導者 朝霞市教育委員会 親松 慶 指導主事
	『情報教育』 担当：三宅 上 野	内 容 ・ロイロノートの入門 Q&A ・市内のロイロノートの活用情報の共有 ・県内外のロイロノートの好事例や最新機能の紹介 等 指導者 朝霞市教育委員会 上野 宏朗 指導主事、三宅 太陽 指導主事 朝霞第二小学校 今井 雅也 教諭 ロイロノート担当 ローラ乙幡
13:30～ 15:00	『特別の教科 道徳』 担当：上野 深 谷	内 容 「考え・議論する道徳」を！ 道徳の授業の基本的な進め方や実践事例について学びます。 指導者 幸手市立さくら小学校長 岸 千里 校長（埼玉県道徳研究会事務局長）
	『学級活動』 担当：三宅 親松	内 容 学級会のやり方が分からない！？結局どうやればいいの？？模擬学級会を行いながら、学級会の基本的な進め方を確認していきます。市内外の学級会の事例も紹介していきます！実践で役立つ情報満載です。ぜひとも参加してください。 指導者 朝霞市教育委員会 三宅 太陽 指導主事
15:15～ 16:45	『社会科』 担当：深谷	内 容 社会科の授業づくりについて、基礎からおさらいします。社会が苦手な方もぜひご参加ください！（教材研究の進め方、「問い」のつくり方、「資料」のつくり方 等） 指導者 朝霞市教育委員会 深谷 俊輔 指導主事 朝霞第八小学校 松本 洋平 教諭（R6社会科長期研修生）
	『図画工作・美術科』 担当：上野	内 容 制作活動のお悩み解決！授業で役立つ実技研修と、支援、評価のポイントを学びます。（小・中） 指導者 朝霞市教育委員会 上野 宏朗 指導主事 朝霞市立朝霞第五小学校 齋藤 彩乃 教諭

5 参加者数

学校別参加者数

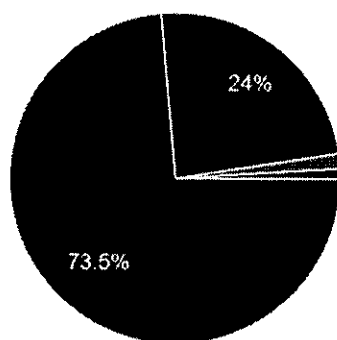
	一小	二小	三小	四小	五小	六小	七小	八小	九小	十小	一中	二中	三中	四中	五中	合計
参 加 教員数	12	8	12	9	17	23	11	12	2	3	10	22	4	6	2	153

講座別参加者数

	総合	学級 経営	国語	外国語 (中)	特支	外国語 (小)	体育	算数 数学	情報	道徳	学活	社会	図工	合計
参 加 教員数	8	22	23	13	28	11	19	10	34	30	16	14	21	249

6 参加者アンケート結果

○本日の研修会について（延べ204名回答）



- とても満足。来年もまた参加したい。
- 満足。来年もできれば参加したい。
- もう少し。来年の参加は検討します。
- 改善を希望します。（こちらを選ばれた方は下記の欄にその理由をお願いいたします。）

○参加教員の感想（一部抜粋）

- ・ 教員になって2年目で、正直探究的な学習について理解をしていない状態で学年の先生に教えていただくがまま授業を進めていました。今回の講義から3つの視点から児童の姿を思い描いてこれからの単元計画を考えていけるようになりたいと思いました。2学期に行う「12歳のハローワーク」を頑張りたいと思います！（総合）
- ・ 今まで実践していたことや、聞いてきたことを良い意味で壊していただき、改めて子供達と向き合おうと思うきっかけとなりました。すべての児童の気持ちに寄り添うことを頭ではわかっているつもりでしたが、苦手な子、特性を持つ子を、無意識下で排除するやり方をしてしまっていたことに、不甲斐なさとしりなさを感しました。（学級経営）
- ・ 単元のめあてやゴールをねらいに沿いながらもワクワクするようなものにすることで、子どもの意欲はグンと上がると思いました。特に国語は楽しさを見出すことがとても難しいです。淡々とした授業になりがちだった。1学期を振り返ったとき、そこにワクワク感はほとんどなかったなと思いました。主とする指導事項をもとに何をゴールとするのか明確にした上で、ワクワクするような活動を考えていきたいです。その引き出しを増やせる良い機会でした。（国語）
- ・ 授業の始まりから衝撃を受けました。子ども達が目を輝かせ活発に活動していて、自分の授業の改善が必要だと強く感じました。言語指導だけではなく、子ども達が集中出来る仕組み作りはとても参考になったので、ぜひ私も取り入れて、楽しい中にも緊張感のある50分を構築していきたいです。（外国語・中）
- ・ スッキリ整理していただき、言語化していただき初心者にもわかりやすかったと思います。特支を知らない通常学級の先生にたくさん聞いて頂きたかったです。吃音、構音障害については、医療stとの繋がりが大事だと思います。学校でできることは、徳田先生の仰る通り、そのままのあなたを認める事が大事だと心から思いました。吃音は脳の障害だと思っていました。解明できていないから不安や辛さが消えないのかと思うと教師の関わり方、周囲の関わり方の重要性を感じます。また掘り下げて教えて頂けたら嬉しいです。本日はありがとうございました。（特支）
- ・ 様々なゲームを通して、知らない知識ややり取りを知ることができた。またALTとの関わり

りや教材との関わり方も知ることができました。授業実践では先にゴールを決めてから授業づくりをすることもできて良かった。これからの授業づくりに取り入れていきたい。(外国語・小)

- ・体育の中でも自分が1番苦手なものがマット運動でした。2学期最初の単元がマット運動なこともあって参加をしましたが、苦手な私でも怖がることなくできる、とても入りやすい内容でした。このくらい感覚づくりの時間をとってから主運動に進むと、動きがスムーズになりいいなと思いました。また、いろいろなことをたくさんやるのではなく、クマさんの動き1つをとっても元の動きから動きを少しずつ変えていくだけで、様々な運動につながり、このつながりが身体感覚にもつながっていくと感じました。今日のことを踏まえて、授業づくりを頑張ります。ありがとうございました。(体育)
- ・本日の研修で、何のために算数の授業をしているのか改めて考えたり、授業デザインを立てたりしていくことで算数に対する考え方や意識がいい意味で変わったと思いました。これから授業をしていくにあたって、ねらい、計画性をもって子供達が主となるように授業を行っていきたいと感じました。(算数・数学)
- ・ロイロノートの活用について、これまで子どもから送られてきたものを共有することくらいしかできていませんでしたが、様々な便利な機能を知ることができて、2学期から活用していきたいと思いました。特に、ゲームモードでは、子どもが意欲的になると思い、社会や国語の漢字などで授業の冒頭にやりたいと思いました。子ども自身が問題を作ることで復習にもなるし、楽しみながらできることが一番だと思うので、楽しみながら力をつけていけるためにも、活用したいと思いました。(情報)
- ・貴重なお話ありがとうございました。終末は振り返りに時間をかけて終わりにすることが多くなっていましたが、価値を深めさせるために教師の説話が大切であること改めて知ることができました。ただ話をするのではなく、価値を深められるように日頃から引き出しを増やす必要があると分かりました。また、児童から考えを聞いた際に「なるほど」「他には？」ではなく、教師自身の思いが伝わらないように言い返すことが大切であると分かりました。2学期の授業に活かしていきたいと思います。(道徳)
- ・今まで正直数をこなしてこなかった学級活動を、実践例を踏まえて学べたことがとても勉強になりました。今までは学級活動に対して、話し合いがうまくいかなかったり、まとまらなかったりしたら嫌だなとネガティブな考えが先行していましたが、今回の研修で2学期にやってみたいという気持ちになりました。ありがとうございました。(学活)
- ・社会科の授業づくりという内容で、教材研究や資料づくり、個別最適な学びについて研修を行ないました。特に、気付きから、学習問題を組み立てる際に、児童の言葉だけで組み立てるのではなく、教師が軸を外さないように組み立てることが重要であることを理解しました。また、課題追究の場面で、個別最適な学習に取り組むことができることを理解しました。(社会)
- ・造形遊びは、材料や場所、人が変われば様々な遊び方ができると感じました。ながら・流れて鑑賞をさせることで子供の活動を止めることなく、子供が知識を貯めながら楽しめると実感できると分かりました。見方・考え方を变えることや事前の準備はもちろん、子供達が活動している時の過程を褒めるなどの声掛け方法などこれからは勉強することがたくさんあるなと感じました。(図工)

7 実施にあたっての留意点(次年度に向けて)

【実施日】

- ・年度途中の周知となったため、職員会議等と重なっていた学校がいくつかあった。次年度開催する際には、日程を事前に抑え年間行事予定に入れことが望ましいと感じた。

【会場】

- ・市民会館ゆめばれすの他に急遽六小を借りて実施することとした。学校の方が黒板や机、体育館などがあり、より研修はしやすい面もあったが、駐車場の面では市民会館の方がよいと感じた。次年度も、六小と市民会館の両方で開催する方がよいと感じた。

【当日の対応】

- ・昼食会場や更衣室を急遽六小にお願いして用意してもらった。次年度開催時には、事前の周知を行っておく方がよいと感じた。
- ・当日欠席した教員への連絡手段が学校に連絡を入れるしかなかったため、管理職がいない学校への連絡に難があった。

【その他】

- ・各講座の持ち物の周知が遅くなってしまったため、夏季休業前までの周知を徹底したい。
- ・講師への謝金や車代については、他市町の教員を講師として派遣した際には、交通費は指導課で負担するようにしたい。

朝霞市立学校における盗撮防止等ガイドラインの策定について

朝霞市立学校における 盗撮防止等ガイドライン

令和7年9月

朝霞市教育委員会

目 次

1	目的	1
2	定義	1
3	対象	1
4	未然防止対策	1
	（1）環境整備及び点検	
	（2）個人所有端末の利用制限	
	（3）来校者への協力依頼	
	（4）教職員への研修・児童生徒への指導	
5	発覚後の対応	2
	（1）被害者保護	
	（2）警察への通報等	
	（3）教職員が加害者の場合	
	（4）児童生徒が加害者の場合	
6	継続的な見直し	3
7	関係法令	3
	（1）教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律	
	（2）性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の 映像に係る電磁的記録の消去等に関する法律	
	（3）埼玉県迷惑行為防止条例	
	（4）児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に 関する法律	
	（5）個人情報保護に関する法律	
8	相談先	3
	（1）埼玉県教育委員会	
	（2）朝霞市教育委員会	
	（3）性暴力等犯罪被害に関する相談窓口	

朝霞市立学校における盗撮防止等ガイドライン

1 目的

このガイドラインは、朝霞市立学校が、盗撮を未然に防止し児童生徒や教職員等のプライバシーと安全を守ることを目的とする。併せて、盗撮発覚後の被害者の保護、被害の拡大防止及び再発防止を図ることを目的とする。

2 定義

本ガイドラインにおいて、盗撮とは、相手の同意を得ずに他人の身体や下着などを撮影する行為及び盗撮目的で、写真機、ビデオカメラその他の機器を設置することを指し、「7 関係法令」に定めがあるものとする。

3 対象

(1) 対象者

児童生徒及び教職員並びに来校者

(2) 対象場所

学校の敷地内及び校外において教育活動が行われる場所

4 未然防止対策

(1) 環境整備及び点検

ア 環境整備

(ア) 校内のすべての場所について、常に整理整頓を行う。

(イ) 特に更衣等を行う場所には、仕切りやカーテンを設置し、外部からの視線を遮断する。

(ロ) 更衣室等の鍵の管理や貸し出しについてはキーボックスで保管するなど適切に管理する。

イ 点検

施設の状況等について、日常点検、定期点検、臨時点検を行う。その他、必要に応じ巡回を行う。

(ア) 日常点検

清掃指導や巡回等の際に、不審な物がないかなどを確認する。

(イ) 定期点検

a 少なくとも学期に1回、別添「盗撮防止にかかる定期点検票」に従い点検を行う。なお、学校保健安全法に基づく施設及び設備の安全点検と合わせて実施することも可とする。

b 点検は、管理職、管理職以外の職員がペアとなって行う。

c 修繕が必要な場合は関係課と協議し迅速に対応する。

d 盗撮や盗撮が疑われる状況を確認した時は、朝霞市教育委員会に報告するとともに、警察にも通報を行い関係課所と連携を図る。

(ロ) 臨時点検

a 点検方法等については(イ)定期点検と同様とする。((イ)aを除く。)

b 年末年始や夏季休業日などの長期休業、体育祭や文化祭などの学校行事の直前直後などに行う。

c 水泳の授業等のための更衣を行う場所については、特に留意して点検を行う。

(2) 個人所有端末の利用制限

ア 教職員は、個人所有のスマートフォン等を児童生徒の活動場所へ持ち込むことを禁止する。教職員が学校所有の機器を利用して行う児童生徒等の撮影については、管理職の許可を得た場合に限り認められるものとする。

イ 学校の機器を利用して撮影した写真や映像などのデータは所定のフォルダに保存し管理するとともに、保存後は機器内のデータを速やかに削除する。

(3) 来校者への協力依頼

ア 全ての来校者に対し、事務室等での記名や名札の着用を求める。

イ 来校者が児童生徒等の撮影を行う場合には、個人情報やプライバシーなどに配慮するよう協力を求める。

ウ 必要に応じ来校者の立入りを許可しない区域を定め、掲示するなど来校者の立入りを制限する。

(4) 教職員への研修・児童生徒への指導

ア 教職員向け研修

不祥事防止のため、不祥事防止研修プログラムに則った研修などを適時適切に行う。その際には、「教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」に規定する盗撮行為は原則懲戒免職処分の対象となることを周知徹底する。

イ 児童生徒への指導

授業等を通じて、児童生徒に対して、スマートフォン管理の重要性、盗撮の違法性、被害の深刻さ、倫理的問題等について指導を行う。また、校内で不審な物や不審な人物を見かけたら、すぐに教職員に伝えることなども指導する。併せて、保護者にも指導内容等を周知し、協力を求める。

ウ その他の啓発等

(ア) 盗撮を発見した際には直ちに通報する旨又は盗撮を防止するため定期的に校内巡回を行っている旨のポスター等を学校の敷地内に掲示する。

(イ) 児童生徒及び保護者に対して、警察庁の匿名通報や県教育委員会及び朝霞市教育委員会が設置する相談窓口を周知する。

5 発覚後の対応

盗撮または盗撮が疑われる事案が発覚した場合は、迅速に警察に通報するとともに被害者の保護など、適切な処置を行う。

(1) 被害者保護

ア 盗撮をされている状況にある場合は、被害者を現場から退避させる。

イ 必要に応じ状況等について確認を行う。

ウ 被害者が児童生徒の疑いがある場合は、保護者に速やかに連絡を行う。

エ 被害児童生徒の登校については、オンライン授業など必要に応じ代替措置を検討する。

オ 被害者にはカウンセリングや心理的サポートを提供する。

- カ 盗撮画像や動画が SNS などで拡散されていることが確認された場合は、プロバイダーなど関係機関に削除に関する相談を、児童生徒及び保護者と連携して行う。
- (2) 警察への通報等
- ア 迅速に管轄の警察へ通報する。
 - イ 警察への第一報後については、被害児童生徒、保護者等と相談して対応する。
 - ウ 警察から指示を受け、被害者等から被害にあった際の状況等を聴取する。また、証拠（映像、機器等）を保全する。
- (3) 教職員が加害者の場合
- ア 朝霞市教育委員会へ報告を行う。朝霞市教育委員会は事実確認を行い適切な処置を行う。
 - イ 保護者及び児童生徒への説明会を開催し、事件の概要と再発防止策について説明を行う。
- (4) 児童生徒が加害者の場合
- ア 朝霞市教育委員会へ報告を行う。
 - イ 加害児童生徒の保護者に速やかに連絡を行う。
 - ウ その後の対応については、警察と連携して行う。

6 継続的な見直し

朝霞市教育委員会は、法改正等を踏まえ、本ガイドラインの見直しを継続的に行っていく。

7 関係法令

- (1) 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（児童生徒性暴力防止法）
- (2) 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（性的姿態撮影等処罰法）
- (3) 埼玉県迷惑行為防止条例（※盗撮行為の発生場所が県外である場合は発生場所の都道府県が定める条例）
- (4) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（児童ポルノ禁止法（18歳未満の被害者が含まれる場合））
- (5) 個人情報の保護に関する法律

8 相談先

- (1) 埼玉県教育委員会
 - 教職員コンプライアンス相談ホットライン 048-830-6629
 - 学校電話相談 048-830-6737
- (2) 朝霞市教育委員会教育管理課
 - 朝霞市子ども・ほっとそうだん専用 048-463-0793
 - 048-423-4120
- (3) 性暴力等犯罪被害に関する相談窓口
 - アイリスホットライン 0120-31-8341

教育長報告事項

令和7年度第2回朝霞市スポーツ推進委員会議について

- 1 事業名 令和7年度第2回朝霞市スポーツ推進委員会議
- 2 開催日時 令和7年9月11日（木）午後7時00分～午後8時00分
- 3 開催場所 朝霞市立総合体育館 会議室
- 4 出席者 朝霞市スポーツ推進委員（25名中20名出席）（※別紙参照）
事務局（7名）
- 5 傍聴者 なし
- 6 議題
 - （1）第70回記念朝霞市民スポーツ大会について
 - ア 当日の流れについて
 - イ 競技説明書について
 - （2）その他
- 7 会議の概要
 - 1 第70回記念朝霞市民スポーツ大会について
当日の競技役員の流れ、競技役員の配置についての確認、今年度の競技種目について説明した。

第2回 朝霞市スポーツ推進委員会 出欠席表

(令和7年9月11日(木) 朝霞市立総合体育館 会議室 午後7時～)

氏 名	所 属	出 欠
馬場 典成	少年サッカー	出 席
塩味 光夫	卓球	出 席
椎橋 成美	スポーツ少年団	出 席
茂木 善行	卓球	出 席
篠崎 大輔	野球	出 席
土屋 秀雄	バスケットボール	出 席
荒川 教子	エクササイズ	出 席
藤田 志穂	なぎなた	出 席
谷津 諭	陸上競技	出 席
大越 永人	野球連盟	欠 席
吉井 美佐子	陸上競技	出 席
大橋 和美	テニス	出 席
坂本 邦春	バスケットボール	出 席
伊藤 秀晃	野球	欠 席
中西 一裕	少年サッカー	出 席
貝塚 裕	少年サッカー	出 席
井上 瞭	少年サッカー	出 席
山本 昌利	空手道	欠 席
木村 直登	卓球	出 席
山口 英雄	バドミントン	出 席
渡邊 孝	水泳	出 席
高橋 義正	陸上	欠 席
渡邊 ふじ江	バレーボール	欠 席
松村 慎二	陸上	出 席
坪井 秀行	陸上	出 席

※25名中20名出席

教育長報告事項

朝霞市指定無形文化財「溝沼獅子舞」奉納舞について

- 1 日 時 令和7年10月5日(日) 午後1時50分～午後3時
- 2 主 催 溝沼獅子舞保存会
- 3 会 場 溝沼氷川神社
- 4 見学者数 120人
- 5 概 要 「溝沼獅子舞」の秋の奉納舞が、溝沼氷川神社で行われました。

当日の天候は曇り空でしたが、これまでのような暑さはなく、秋の爽やかな気候の中で獅子舞が舞われ、見学者も快適に見学できたものと思われます。

今回は、広報活動に工夫をして、tetoruを利用して小中学校の児童・生徒への周知を図るとともに、溝沼地区を中心とした市の掲示板にポスターを掲示するなどしたことが、見学者の増加につながったものと思われます。また、親子での見学も例年より多く見受けられました。

同様に、近隣の小中学校への周知を図るため、朝霞第一小学校、朝霞第十小学校、朝霞第三中学校には、事前に校長先生へ奉納舞の実施をお伝えしました。

奉納舞の終了後には、見学者の多くが頭に獅子頭をかぶせてもらう光景が見られ、無形文化財伝承者との交流が図られていました。

今後におきましても、主催団体と連携を図りながら、活動の支援等を通して、地域に伝わる文化財の保護・普及に努めてまいります。

議案第61号

朝霞市立小、中学校管理規則の一部を改正する規則について

朝霞市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項第2号の規定により、朝霞市立小、中学校管理規則の一部を別紙のように改正することについて議決を求める。

令和7年10月23日提出

朝霞市教育委員会教育長 二見 隆久

朝霞市教育委員会規則第7号

朝霞市立小、中学校管理規則の一部を改正する規則

朝霞市立小、中学校管理規則（昭和32年朝霞市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「週休日」を「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年埼玉県条例第28号。以下「条例」という。）第4条及び第5条第1項の規定に基づく週休日、週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」に改め、同条第2項中「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年埼玉県条例第28号。以下「条例」という。）第6条」を「条例第6条第1項（同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）」に改め、「週休日」の次に「又は週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」を加える。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

朝霞市立小、中学校管理規則新旧対照表

(下線の部分は、改正部分)

新	旧
朝霞市立小、中学校管理規則 第一条～第十九条の二 (略) (勤務時間の割振り等) 第二十条 職員の<u>学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例</u>（平成七年埼玉県条例第二十八号。以下「条例」という。）<u>第四条及び第五条第一項の規定に基づく週休日、週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日及び勤務時間の割振り</u>は、学校運営の必要に応じて校長が定める。 2 <u>条例第六条第一項（同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく週休日又は週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日の振替及び四時間の勤務時間の割振り変更は、</u>校長が行う。 第二十條の二～第三十九條 (略)	朝霞市立小、中学校管理規則 第一条～第十九条の二 (略) (勤務時間の割振り等) 第二十条 職員の<u>週休日及び勤務時間の割振り</u>は、学校運営の必要に応じて校長が定める。 2 <u>学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例</u>（平成七年埼玉県条例第二十八号。以下「条例」という。）<u>第六条の規定に基づく週休日の振替及び四時間の勤務時間の割振り変更は、</u>校長が行う。 第二十條の二～第三十九條 (略)

議案第62号

朝霞市立小、中学校職員服務規程の一部を改正する規則について

朝霞市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項第2号の規定により、朝霞市立小、中学校職員服務規程の一部を別紙のように改正することについて議決を求める。

令和7年10月23日提出

朝霞市教育委員会教育長 二見 隆久

朝霞市教育委員会規則第 8 号

朝霞市立小、中学校職員服務規程の一部を改正する規則

朝霞市立小、中学校職員服務規程（昭和 32 年朝霞市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 4 項第 1 号中「週休日」の次に「、週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」を加える。

附 則

この規則は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

朝霞市立小、中学校職員服務規程 新旧対照表

(下線の部分は、改正部分)

新	旧
朝霞市立小、中学校職員服務規程 第一条～第九条 (略) (休暇) 第十条 (略) 1～3 (略) 4 (略) 一 連続する八日以上の期間の病気休暇(当該期間における週休日、<u>週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日</u>、時間外勤務代休時間全指定日(勤務時間規則第十条第一項に規定する時間外勤務代休時間全指定日をいう。)、学校職員の休日及び学校職員の休日の代休日以外の日(以下この項において「要勤務日」という。)の日数が三日以下であるものを除く。) 二 (略) 5～11 (略) 第十一条～第二十五条 (略) 別表 (略)	朝霞市立小、中学校職員服務規程 第一条～第九条 (略) (休暇) 第十条 (略) 1～3 (略) 4 (略) 一 連続する八日以上の期間の病気休暇(当該期間における週休日、時間外勤務代休時間全指定日(勤務時間規則第十条第一項に規定する時間外勤務代休時間全指定日をいう。)、学校職員の休日及び学校職員の休日の代休日以外の日(以下この項において「要勤務日」という。)の日数が三日以下であるものを除く。) 二 (略) 5～11 (略) 第十一条～第二十五条 (略) 別表 (略)

5. 学校施設整備の基本的な方針

- 【従来】:建物に深刻な劣化や故障などの不具合が表面化してから改修(事後保全的な改修)を行い、築 50～60 年の使用を目指していました。

地域のコミュニティ、生涯学習の場として活用されるよう、地域に開かれた施設整備や、防災拠点としての機能強化、将来的な施設の複合化や共有化等に配慮します。

建物の水準

竣工

経年による機能・性能の劣化

大規模改修費 (改築の4割程度の費用)

30年 (25年)

60年 (50年)

90年 (75年)

120年 (100年)

大規模改修 (事後保全)

改築

大規模改修 (事後保全)

改築

50~60年間

() 内は5達の周期

(機能・性能の劣化に殆ど対応しないため、使い勝手が悪くなって解体してしまう)

建物の水準

竣工

20年 (17年)

40年 (35年)

60年 (52年)

80年 (70年)

大規模改修 (予防保全)

大規模改修 (予防保全)

改築

長寿化のイメージ

社会的要求水準 (耐震・省エネ等)

大規模改修費 (改築の6割程度の費用)

大規模改修費

改築費

経年による機能・性能の劣化

70 ~ 80 年間

(建築を良い状態に保ち、躯体の耐用年数まで使う)

() 内はS造の周期

【 図 今後の改修スケジュールイメージ 】

6. 第2期実施計画

- 改築及び長寿命化改修の優先順位を踏まえ、第2期の計画期間である令和8(2026)年度から令和17(2035)年度までの10年間では、下表のとおり、取り組むこととします。
- 学校施設の構造躯体の強度及び築年数から、各学校で改修・改築が必要な時期及びコストの試算を行いました。

■ 第2期の実施計画

年度 学校名	R8 2026 1年目	R9 2027 2年目	R10 2028 3年目	R11 2029 4年目	R12 2030 5年目	R13 2031 6年目	R14 2032 7年目	R15 2033 8年目	R16 2034 9年目	R17 2035 10年目	合計
改築工事	二中	8,030	8,030	25,000	25,000	150,000	150,000	4,573,500	4,573,500	4,573,500	6,339,560
	二小				8,030	8,030	25,000	25,000	150,000	150,000	366,060
	一小								8,030	8,030	16,060
	三小	第3期に改築事業着手を検討(R22～耐力度調査)									
長寿命化改修工事	三中		劣化度調査 37,330	基本設計 実施設計 20,000	第69年経過 2,894,100	第69年経過 2,894,100	第69年経過 2,894,100				2,751,630
	四中							劣化度調査 37,330	基本設計 実施設計 20,000		57,330
	七小	第3期に長寿命化事業着手を検討(R20～劣化度調査)									
	八小	第3期に長寿命化事業着手を検討(R23～劣化度調査)									
	十小	大規模改修 312,842									312,842
	一中				劣化度調査 37,330	基本設計 実施設計 20,000	第70年経過 1,000,000	第70年経過 1,000,000			2,057,330
年度 事業費計	四小						劣化度調査 37,330	基本設計 実施設計 20,000	第71年経過 1,600,000	第71年経過 1,600,000	1,657,330
		320,872	45,360	45,000	923,100	1,093,460	1,076,130	2,586,830	2,569,500	2,519,860	13,558,142

◆改築の優先順位

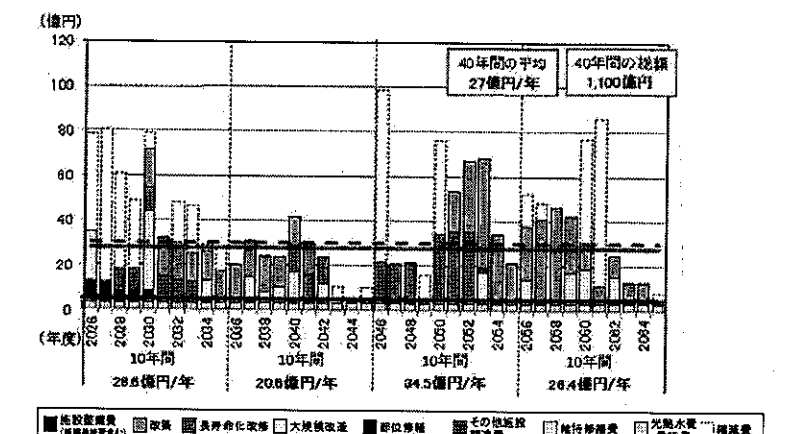
優先度	学校名	評価結果
1位	第二中学校	・躯体圧縮強度が13.5(N/mm ²)以下の棟があり早急な対応が必要である。 ・主要棟の全てが築50年以上経過している。 ・主要棟の多くが健全度30未満である。
2位	第二小学校	・主要棟の全てが築50年以上経過している。 ・主要棟の多くが健全度40未満である。 ・市の学校施設で最も古い棟がある。 (001棟 昭和34年建設 築66年) ・校舎が増築を重ねており、バリアフリー対応が困難
3位	第一小学校	・主要棟の全てが築50年以上経過している。 ・主要棟の多くが健全度40未満である。 ・健全度30未満の棟があり劣化が進行している。 ・築60年以上の棟が複数ある。(2棟)
4位	第三小学校	・主要棟の全てが築50年以上経過している。 ・主要棟の多くが健全度40未満である。 ・築60年以上の棟が複数ある。(3棟)

◆長寿命化改修の優先順位

優先度	学校名	評価結果
1位	第三中学校	・優先度1位の棟(006-1棟)があり早急な対応が必要である。 ・最優先グループに校舎棟が全て含まれており、劣化が進行している。
2位	第四中学校	・優先度2位の棟(001-2棟)があり早急な対応が必要である。 ・最優先グループに校舎棟が全て含まれており、劣化が進行している。
3位	第七小学校	・優先度3位の棟(007棟)があり劣化が進行している。 ・主要棟の多くが最優先グループに含まれており、劣化が進行している。
4位	第八小学校	・優先度4位の棟(001-1棟)があり劣化が進行している。 ・主要棟の多くが最優先グループに含まれており、劣化が進行している。

◆長寿命化のコストの見通し

今後40年間での対策費用は約1,100億円、年平均約27億円となります。



7. 長寿命化計画の継続的運用方針

◆情報基盤の整備と活用

点検結果や改修履歴などのデータを基に学校施設の実態を把握し、今後の改修内容や時期などを総合的に判断します。

◆推進体制の充実

基本方針策定後も、学校施設の老朽化は進み、学校施設に求められる機能や水準も変化するため、学校や教育委員会、関係部署と連携し、学校施設の状況と必要な施設整備内容を的確に把握します。

◆財源の確保

国庫補助金を最大限に活用し、財政支出の縮減を図ります。民間活力の導入や、多角的な手法などにより、財政負担の平準化・縮減を目指します。